

# 北転船 - その誕生から撤退まで -

一般社団法人 全国底曳網漁業連合会

会長理事 富岡啓二

第 **595** 号  
(第 51 卷 第 7 号)

編 集 一 般 財 団 法 人 東 京 水 産 振 興 会  
発 行

「水産振興」発刊の趣旨

日本漁業は、沿岸、沖合、そして遠洋の漁業といわれるが、われわれは、それぞれが調和のとれた振興があることを期待しておるので、その為には、それぞれの個別的な分析、乃至振興施策の必要性を、痛感するものである。坊間には、あまりにもそれぞれを代表する、いわゆる利益代表的見解が横行しすぎる嫌いがあるのである。われわれは、わが国民経済のなかにおける日本漁業を、近代産業として、より発展振興させることが要請されていると信ずるものである。

ここに、われわれは、日本水産業の個別的な分析の徹底につとめるとともに、その総合的視点からの研究、さらに、世界経済とともに発展振興する方策の樹立に一層精進を加えることを考えたものである。

この様な努力目標にむかつてわれわれの調査研究事業を発足させた次第で冊子の生れた処に、またこれへの奉仕の、ささやかな表われである。

昭和四十二年七月

財団法人 東京水産振興会  
(題字は井野碩哉元会長)

目次

北転船	— その誕生から撤退まで —	
第五九五号		
はじめに	.....	1
I 北転船の誕生	.....	3
1 北洋漁業の再開	.....	
脚光浴びる北洋底魚	.....	
機船底曳漁業を巡る国内情勢	.....	
2 北洋海域への中型機船底曳網漁業転換要綱の制定	.....	
3 北洋転換への動き	.....	
4 北転船の躍進	.....	26
II 漁船能力向上への道	.....	
1 北転船基地の賑わい	.....	
2 第一次石油危機	.....	
3 北転船基地の賑わい	.....	
4 厳しい環境の中での北転船	.....	46
III 厳しい環境の中での北転船	.....	
1 五七隻減船の背景	.....	
2 九七隻体制の維持	.....	
3 日ソ漁業交渉の推移	.....	
4 日米漁業交渉の推移	.....	
IV 健闘もナシヨナリズムに勝てず撤退へ	.....	65
1 九七隻体制から五四隻体制へ	.....	
2 米国の規制強化と米国水域からの撤退	.....	
3 ソ連の情勢と北転船の操業	.....	
4 ベーリング公海操業	.....	
5 五四隻体制の崩壊、ロシア海域での生き残りへ	.....	
6 おわりに	.....	

時事余聞 編集後記

とみ  
富岡啓二

略歴

▽二〇一三年五月〜(二社)  
全国底曳網漁業連合会 顧問、二〇一四年五月〜同専務理事、二〇一五年五月〜同会長理事。現在に至る。

# 北転船

## ―その誕生から撤退まで―

一般社団法人 全国底曳網漁業連合会

会長理事 富岡 啓二

### はじめに

北転船（ほくてんせん）、それは国の方針として一九六〇（昭和三十五）年二月に制定された「北洋海域における中型機船底曳網漁業転換要綱」に基づいて、翌一九六一年から操業の許可を受け、それまで我が国の沿岸水域で操業を行っていた中型底びき網漁業者が低気圧の墓場といわれる過酷な北洋海域を舞台とした操業へと転

換し、多くの試練に直面しながらも、北洋漁業で不動の地位を築き上げた底びき網漁業の名称である。

最盛期には北洋の花形として羨望の的となり、若い乗組員は一年目は貯金をし、二年目には家を建て、三年目には嫁貰う」とまで言われた

その最盛期には毎年一八〇隻余が基地独航で東西カムチャッカ、ベーリング海、アリューシャン列島海域に出漁し、道東、道北の北洋前線基地である釧路、稚内や、東北の八戸、石巻、塩釜の地域経済を大きく潤し、北洋の花形として羨望の的となり、若い乗組員は「一年目は貯金をし、二年目には家を建て、三年目には嫁貰う」とまで言われたそうである。

しかし、資源ナシヨナリズムが台頭し国連海洋法会議で海の囲い込み論争が熱を帯びてきた中、一九七七（昭和五十二年）三月から米国、ソ連が二〇〇海里に踏み切り、以降、世界各国が二〇〇海里を宣言し新海洋時代の幕が開いた。

一九七七年以降、北転船の漁場は米国、ソ連により囲みこまれ、度重なる漁獲割当量の削減や操業水域の縮小、規制強化等により減船を余儀なくされ、更には米国のフェイズアウト、ベーリング公海条約の



躍進する北転船

発効、ロシア水域での商業操業機会の喪失により、その操業隻数は大きく減少しながらも、最後は日ロ漁業交渉による操業の場の確保に奔走し激動の時代を半世紀に亘り生き抜いてきたが、ロシアトロールとの競合等による漁場価値の急激な低下により、二〇一五（平成二十七年）年の操業を最後に半世紀に亘る操業の歴史に終止符を打った。二〇一六（平成二十八年）年十月、一般社団法人全国底曳網漁業連合会（以下「全底連」という。）は、北転船に携わった多くの方々の方々の功績を歴史に残すとともに、これからの日本の漁業を担う方々の参考の一つとなることを期待して、北転船の誕生から撤退までの半世紀の足取りをとりまとめ「北転船の軌跡」と題して刊行した。

本書は、「北転船の軌跡」をベースに北転船の足取りをコンパクトに辿ったものであるが、そこに映し出される北洋漁場を舞台とするこの漁業の変遷の歴史は、これからの我が国漁業の発展の糧となることを期待するものである。

## I 北転船の誕生

### 1 北洋漁業の再開

満州と朝鮮の支配を巡って争った日露戦争は一九〇五（明治三十八）年、日本が優勢の中、ロシア革命が起こって早期終結し、樺太の漁区租借権を得た。日露間では

本書は「北転船の軌跡」をベースに北転船の足取りをコンパクトに辿ったものであるが、そこに映し出される北洋漁場を舞台とするこの漁業の変遷の歴史は、これからの我が国漁業の発展の糧となることを期待するものである

一九〇七（明治四十）年の日露条約発効の年にカムチャッカ半島のサケ漁が可能になった

一八七五（明治八）年に千島・樺太交換条約が締結されており、千島は日本が領有していたが、戦争で樺太が日本に割譲され、カムチャッカ半島のサケ漁が可能になったのは一九〇七（明治四十）年の日露条約発効の年であった。露領漁業のサケ建網漁区が企業合併によって日魯漁業に集約されたため、それに代わって公海のサケ・マス沖取操業が脚光を浴び、一九二九（昭和四）年には母船式サケ・マスが企業化された。

一方、北千島周辺では、一九〇七年頃からタラ延なわ漁業が行われ、その後タラバガニ漁業が発達した。カニ漁業はカムチャッカでタラバガニの洋上加工が試みられ、一九二〇（大正九）年にカニ缶詰に海水が利用できることがわかってからカニ工船が目立って注目を浴び、その後急増した。

また、北千島のサケ・マス流網、サケ建網が発達したのは一九二九年以降であり、サケ・マス流網はカムチャッカの沖取操業に刺激され一九三四（昭和九）年には約二〇〇隻が操業した。露領漁業の開設以来、北洋漁業には資本漁業が殺到し、熾烈な競争を繰り返しつつ、やがて母船式漁業に活路を見出し、北洋漁業の全盛期を迎えた。

一九三八（昭和十三）年以降日中戦争が拡大し、やがて一九四一（昭和十六）年一二月八日太平洋戦争に突入する。戦争の激化に伴い一九四〇年まで一〜六船団だった母船式サケ・マスは一九四一年四船団、一九四二年の三船団をもつて中止に、また母船式カニ漁業も同年の二船団を最後に中断した。戦前の日本の漁獲量は一九四〇（昭和十五）年に世界の四四・五%を占めていたが、戦争で軍の徴用や被災

により漁船は壊滅的打撃を受けた。また、GHQ（連合軍司令部）によるマッカーサーラインの設定で船舶の航行が狭い海域に押し込まれた。

終戦から七年、対日講和条約発効の三日前の一九五二（昭和二十七）年四月二八日にGHQはマッカーサーラインを撤廃したことから、北洋漁業の再開が実現

終戦から七年、対日講和条約発効の三日前の一九五二（昭和二十七）年四月二八日にGHQはマッカーサーラインを撤廃したことから、北洋漁業の再開が実現した。このマッカーサーライン廃止を目前に控えた一九五二年一月八日、水産庁は、①講和条約を目前に漁業許可の出願は多数集まっているが、北洋漁場を閉ざされていた漁業者の心情としては当然である、②しかし、北洋漁場が米・ソの領海に近接し、対象魚種が定着性またはさつ河性のものである、その資源の保存については十分な注意を払わなければならない、利益のみを求め過去に取沙汰された掠奪的漁業の汚名を返上し領海侵犯その他国際的紛争を起こすことのないよう十分の自粛と規制を行わなければならない、③よってプリストルのカニ工船は、過去二母船以上が操業した際に反当たりの羅網尾数が著しく減少していたため講和直後の対日感情を刺激しないよう一母船に止め、④またサケ・マスについては日米加漁業協定及びソ連の動向から漁場が局限され、過去の試験操業で未だ漁場価値が明らかではないことから本年は試験操業としたい等内容を「北洋漁業再開の基本方針」を発表した。

一九五二年五月一日正午、岸壁を埋めた函館市民や独航船の船主、乗組員の家族ら六万人によるバンザイの声に送られて、基地函館港から大洋漁業「第3大洋丸（三、六三六トン）」、日本水産「天竜丸（五四五トン）」、日魯漁業「第1振興丸（五二二トン）」

の三母船と独航船五〇隻は一路アリユーション海域に向かった。戦争で中断されていた母船式サケ・マス漁業の九年ぶりの出漁となった。

一方、母船式カニ漁業は、日本、日魯、大洋の三社競願やアラスカ漁民のカニ母船出漁反対の声を受けたGHQの意向もあり初年度の操業は断念し、翌一九五三（昭和二十八）年、日本、日魯、大洋の三社共同出漁として母船「東慶丸（四、九九八トン）」、独航船六隻、搭載艇六隻の船団を編成し、既に独航船が先に出航しベーリング海を越える頃の四月八日、基地函館港に集まった約二、五〇〇人の見送りの中、東慶丸は出航した。

公海自由の原則をほしのままにしていた戦前とは異なり、戦後は国際的な足かせが強まった

こうして、北洋漁業再開が実現し海外への飛躍が期待されたが、公海自由の原則をほしのままにしていた戦前とは異なり、戦後は国際的な足かせが強まった。

その一つが、一九五一（昭和二十六）年一月四日に日米加三国代表によって起草・採択された、日本が北米公海のカケ、ニシン、オヒョウの漁獲を自発的に抑止すること、また西経一七五度以東のカケの漁獲を禁止することを内容とする日米加漁業条約である。

また、一九五二（昭和二十七年）年一月一八日、韓国大統領李承晩は朝鮮半島隣接公海に最大一五〇海里に及ぶ広大なラインを設定し、その内側を韓国が主権を行使することを宣言した、いわゆる李承晩ラインである。

こうして日本は北洋再開のよろこびと共に、北は日米加漁業条約、南は李承晩ラインという国際的な制約を背負いながら新たな時代を迎えることとなった。

## 2 脚光浴びる北洋底魚

北洋の母船式サケ・マス漁業は一九五三（昭和二十八）年の第二次出漁も三船団による試験操業となったが、母船は大洋「第3天洋丸（三、六八九トン）」、日本「海光丸（二、九四〇トン）」、日魯「明晴丸（四、七五六トン）」と著しく大型化され、独航船も一・七倍の八五隻に拡大された。また、全独航船の流し網の半分以上が天然繊維漁網（لامي漁網）から合成繊維漁網（アミラン漁網）に切り替えられ、サケ・マスの羅網率が二倍に増加した。

第三次出漁（一九五四年）は本格的な操業体制となり母船七隻と独航船一九四隻で使用漁網は全面的に合成繊維漁網に切り替えられた。第四次出漁（一九五五年）はアリユーション一一母船、オホーツク二母船の一三母船、独航船四〇七隻となり、その漁獲量は一二万一、四一四トンに増加した。

日ソ平和条約締結交渉が領土問題の進展がなかったために中断した翌日の一九五六年三月二一日、ソ連はブルガーニン・ライン（カムチャッカ半島周辺での一方的な漁業規制区域）を設定、このライン内で日本はサケ・マスの七割を漁獲していたことから日ソ間の交渉が始まり、同年五月モスクワで農相河野一郎と漁業相イシコフとの間

第三次出漁（一九五四年）は本格的な操業体制となり母船七隻と独航船一九四隻で使用漁網は全面的に合成繊維漁網に切り替えられた

で、漁業資源の保存・発展のための協同措置をとる（二条）ために、年間総漁獲量を決定し、その報告を提出すること（四条）、そのために北西太平洋日ソ漁業委員会を設置すること（三条）等を内容とする日ソ漁業条約が締結され、翌一九五七（昭和三十二）年からこの条約に基づき漁業交渉で操業条件を決めることとなった。

こうした交渉の中で、一九五六年のサケ・マス漁獲量割当量は六万五、〇〇〇トンで妥結し、母船は一六船団となった。

第五回（一九六一年）は六万五、〇〇〇トン・一二船団と母船式サケ・マス漁業の割当量は第一回から半減し、この間に禁漁区も追加され、北洋の花形だったサケ・マス漁業を取り巻く環境は年とともに厳しさを増した

第一回漁業交渉（一九五七年）で漁獲割当量二二万トン・一四船団、第二回（一九五八年）は一二万トン・一六船団、第三回（一九五九年）は八万五、〇〇〇トン・一六船団、第四回（一九六〇年）は六万七、五〇〇トン・一二船団、第五回（一九六一年）は六万五、〇〇〇トン・一二船団と母船式サケ・マス漁業の割当量は第一回から半減し、この間に禁漁区も追加され、北洋の花形だったサケ・マス漁業を取り巻く環境は年とともに厳しさを増した。

厳しさを増すサケ・マス漁業に代わって、北洋海域の底魚漁業が脚光を浴びたのは一九六〇（昭和三十五）年以降である。

北洋底魚漁業は戦前の一九三〇（昭和五）年に、日本工船漁業のカニ工船「大北丸（八、一五二トン）」がカニ操業と合わせ、ベーリング海のプリストル湾でフィッシュミールの試験操業を行い、一九三二（昭和七）年には東洋興業が国の補助金により「笠戸丸（六、〇〇〇トン）」によるミール試験操業を行い、その後、この二工船によるミール

ル事業が輸出製品として本格化した。ペルーでアンチョビが大量に漁獲されミールが増産されたことにより市況が崩れ一九三七（昭和十二）年に貿易不振でミール操業から撤退した。

戦後、北洋底魚漁業再開の手始めとなったのは、一九五四（昭和二十九）年、大洋と日水がサケ・マス母船の裏作として以西トロール船を使用したカレイの冷凍工船である。また、ミール操業が再開されたのは一九五八（昭和三十三年）で、冷凍設備とミールプラントを備えた北洋水産の「錦洋丸（九、三三三トン）」が出漁、翌一九五九年には錦洋丸と北水・大洋共同経営の「天津丸」の二船団が操業を開始した。

一方、一九五八年、日水が「生駒丸（九九六トン）」を母船に、五〇〇トン級の以西トロール船と以西機船底びき船を独航船としてオリュートル海域に出漁しオヒョウ、タラ、ギンダラ、メヌケの冷凍操業を始めた。

さらに一九六〇（昭和三十五年）年には、ミール工船は北水の「錦洋丸」と「廉進丸（二四、〇九四トン）」、大洋「壮洋丸（二一、一三八トン）」、日水「玉栄丸（二二、一〇〇トン）」の四船団、冷凍工船は北水「進洋丸」、大洋「永仁丸」、日水「宮島丸」、極洋捕鯨「極山丸」、大洋の油糧工船「天津丸」の五船団、母船式延縄は日水「厳島丸」、函館公海「永洋丸」、極洋「秋津丸」、大洋「新洋丸」の四船団、合計一三船団が出漁し、一躍北洋底魚が衆目を浴びることとなった。

戦後、北洋底魚漁業再開の手始めとなったのは、一九五四（昭和二十九）年、大洋と日水がサケ・マス母船の裏作として以西トロール船を使用してベーリング海プリストル湾で行ったカレイの冷凍工船

翌一九六一（昭和三十六）年、ベーリング海に出漁したのはミール工船四船団、油糧工船一船団、冷凍工船五船団、母船式底びきと延縄・刺網を兼業する冷凍工船八船団、母船式延なわ刺網一五船団の計三三船団、これらに付属する独航船は以西トロール、以西機船底びき、以東機船底びき、延なわ刺網など三八〇余隻に達し、北洋海域に底魚ブームが訪れた。

### 3 機船底曳網漁業を巡る国内情勢

機船底曳網漁業は、その効率性の良さから瞬く間に全国で操業されるようになった

機船底曳網漁業は、その効率性の良さから瞬く間に全国で操業されるようになり、その漁船数は一九一五（大正四）年に一隻だったものが、一九一八（大正七）年には二九八隻、一九二一（大正十）年には八七七隻と急増し、その増加は各地の沿岸漁民にとって脅威となったことから政府は一九二一年に「機船底曳網漁業取締規則」を制定し知事の許可漁業とするとともに、「機船底曳網漁業禁止区域」を告示する等して規制した。

そのような政府の努力にも関わらず、その後も許可隻数は増加を続け、一九三〇（昭和五）年には二、七〇〇隻に達し、機船底曳に対する各種の紛争が後を絶たなかったことから、政府は取締規則を改正し、一九三三（昭和八）年から許可の権限を知事から大臣に移管し許可隻数を極力抑制するとともに操業禁止期間を定めた。

しかし、底びき漁業に対する沿岸漁民の反発は強く、政府は一九三七（昭和十二）年に「機船底曳網整理規則」と「機船底曳網漁業整理転換奨励規則」を制定して減船に着手し、一九四一（昭和十六）年までに五三〇隻余りを整理し許可隻数は一、四〇〇隻程度となった。

この減船は太平洋戦争が苛烈となるとともに整理を中断したが、軍への徴用・被災により隻数が減少したまま終戦を迎えた。

一九四四（昭和十九）年に行政事務の簡捷のため許可権限が知事に移されたこともあり、一九四七（昭和二十二）年には許可隻数二、七二八隻にふくれ、戦前の最高勢力二、七〇〇隻を超える勢いとなった

しかし、一九四四（昭和十九）年に行政事務の簡捷のため許可権限が知事に移されたこともあり、終戦後は食料増産の要請に応じて許可が乱発され戦後二年目の一九四七（昭和二十二）年には許可隻数二、七二八隻にふくれ、戦前の最高勢力二、七〇〇隻を超える勢いとなった。

このため政府は許可権限を再び大臣に戻して許可隻数の抑制に努めたが、知事許可時代の認可（船を調達すると許可が得られる権利。）に基づき増加に歯止めをかけることができず、一九五一（昭和二十六）年には二、八三六隻となり、また経費が掛からず容易に着業できる「小型底びき」が沿岸漁業者の手によって次々と増加し、しかもその大部分が無許可船として跳梁をほしいままにしその無秩序混乱ぶりはまさに恐怖そのものの様相を呈した。このような底びき勢力の急激な増加は、過剰な操業力となつて漁場の荒廃を招き、禁止区域を恒常的に侵犯する等の違反事件を続発させたため、沿岸漁業等との間に深刻な調整問題を引き起こし、全国的規模の底びき撲滅運動



一九五一年二月のGHQの勧告を踏まえ乱獲の拡大防止と減船対策を講じることとして、実態に即した減船対策を樹立するため機船底びきの実態を再検討した

が展開され政治問題化した。

そこで政府は、一九五一年二月のGHQの勧告を踏まえ乱獲の拡大防止と減船対策を講じることとして、実態に即した減船対策を樹立するため機船底びきの実態を再検討し、沿岸漁業等との摩擦が著しいのは比較的小型の漁船であることが判明したことから、総トン数一五トン以上と一五トン未満のものに分けて対策を講ずることとし、合わせて翌一九五二(昭和二十七年)年の漁業法改正において総トン数一五トン以上のものを大臣許可の「中型機船底びき網漁業」、一五トン未満のものを法定知事許可漁業の「小型機船底びき網漁業」とし、それぞれの「取締規則」に基づいて管理するとともに、減船に着手した。

「小型底びき」の減船は一九五一年にとりあえず補正予算により開始され、一九五二年以降は同年四月成立の「小型機船底曳網漁業整理特別措置法」によって、各府県と協議の上、その現有勢力に立脚し、海区資源等の自然条件、漁具・漁法、小型底曳に対する依存度等の社会経済的条件を勘案して、一九五六(昭和三十一年)四月までに八、六三六隻の漁船を減船整理することとされ、減船に際しては他種漁業又は運搬船への転換については転換する業務を営むために必要な漁船改造費、漁具・付属品の購入費その他起業費の五割以内、築磯沈船としての譲渡には機関を除く船体時価価格の七割以内の補助金が交付された。

「小型底びき」の減船整理は一九五五(昭和三十)年度に青森県の三五隻を最後として計画が終了し、六、五一二隻を整理したが、このうち四、七九五隻が補助金を受けたもので支出された補助金は約九億円に及んだ。

「中型機船底びき」の減船実施策がとりあげられたのは一九五三年からで、この減船は補助金を交付して、かつお・まぐろ漁業など他種漁業へ転換させようとするものであった。転換整理を必要とする隻数は当時三六九隻と計画され、このうち補助金によらず自主的に転換できる北海道、東北地方の漁船のさけ・ます漁業への転換を除いた二八五隻について運転資金と転換に伴って退職する乗組員の退職金の補助を行うこととして、「中型機船底曳網漁業整理転換要綱」及び「中型機船底曳網漁業整理転換費補助金交付要綱」を制定し実施された。

「中型機船底びき」の減船実施策がとりあげられたのは一九五三年からで、この減船は補助金を交付して、かつお・まぐろ漁業など他種漁業へ転換させようとするものであった

この補助金による転換整理は、一九五三年度は転換件数三五件(うち、まぐろ漁業三三件、まき網漁業二件)でこのために減船した許可隻数は四七隻、支出された補助金は約五五百万円、翌一九五四年度は転換件数四三件(うちまぐろ漁業四一件、まき網漁業二件)でこのために減船した許可隻数は六四隻、支出された補助金は約六六百万円となり、二カ年で終了した。

これは、前述の通り、一九五二年から母船式さけ・ます漁業が試験操業として再開され一九五四年から本格操業となり、この母船式さけ・ます漁業独航附属漁船が中型底びきの転換先漁業として登場してきたこと、また、中型底びきのほか沿岸漁業のうち他の漁業と競合し或は資源保護の面から整理を必要とする漁業や過剰隻数のため不

「転換五カ年計画は「転換促進要綱」に基づき実施されたが、中型底びきは一九五五年以降、北洋独航船への転換、後述する新漁場対策における漁船の大型化のための補充トンのための廃業により減船整理が進んだ。

振に陥りその対策に腐心していたまき網漁業なども織り込んで総合的な配置転換、いわゆる「沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へ」をスローガンとする「漁業転換五カ年計画」が一九五四年に樹立されたことによる。

「転換五カ年計画は「転換促進要綱」に基づき実施されたが、中型底びきは一九五五年以降、北洋独航船への転換、後述する新漁場対策における漁船の大型化のための補充トンのための廃業により減船整理が進んだ。

減船整理に着手した一九五三年から一九五六年二月までの約四カ年における減船の合計隻数は九一〇隻で、その内訳は、まき網への転換で一四隻、かつお・まぐろ漁業への転換で一〇二隻、独航船への転換で三八八隻、大型化に伴う補充トンのために四〇六隻が整理された(表1)。

一方、整理転換対策と併せて沿岸の既存漁場から中型底びきの操業力を削減させるための対策として、他種漁業との兼業化、沖合漁場への移行及び新漁場への移行を促進する一連の対策が一九五五年から開始された。

兼業化の促進対策は、兼業漁業の適正船型への移行を容易にするため、兼業する他種漁業を一定期間操業することを条件として一〇トンを限度とするトンの無補充大型化である。

さらに、沖合漁場への移行を促進するため漁船の大型化を図ることとし、総トン数二〇トンまでの無補充大型化及び小型底びきの減船をトン数補充として認める特別措

表1 中型機船減船推移表

海 区	1953年12月		1954年減船隻数		1954年12月		1955年減船隻数		1955年12月		1956年減船隻数(計画)		1956年12月
	月末勢力	補助転換	北洋廃業	合併増ト	月末勢力	補助転換	北洋廃業	合併増ト	月末勢力	補助転換	北洋廃業	合併増ト	
北海道	440	0	20	23	397	0	105	1	291	0	0	-	291
太平洋北区	847	33	66	72	676	52	70	99	453	3	54	24	374
太平洋中区	69	0	0	1	68	0	0	15	53	-	4	1	48
太平洋南区	164	12	0	5	147	8	0	29	110	1	2	13	94
日本海北区	290	2	16	7	265	4	21	21	219	1	17	3	198
日本海中区	265	0	0	増1	266	0	0	25	241	-	9	9	223
日本海西区	168	0	0	4	164	0	0	2	162	-	4	1	157
合計	2,243	47	102	111	1,983	64	196	192	1,531	5	90	51	1,385

(隻)

置、沿岸漁業との競合が激しい北海道、青森、宮城、福島における中型底びき船のトン数上限の拡大等を行った。

新漁場への出漁促進対策は、一九五四年に策定された「新漁場開発試験操業計画」に基づき、都道府県の指導船は燃料の二分の一、操業調査船には漁具費の四分の一の助成措置により新漁場開発調査が開始され、同年は千島の択捉島沖合、翌一九五五年はタライカ湾沖、南千島沖、最上堆、瓢箪瀬、兵庫沖、隠岐北方沖及び日向沖、一九五六年は伊豆諸島沖、北部沿海州沖及び鹿児島沖、一九五七年は北樺太東岸沖、南部沿海州沖及び大和堆の調査が行われ、殆どの漁場において好成績を収めた。これら新漁場への出漁を促進するため、一九五六年から新漁場で一定期間操業することを条件として一〇トンを限度とするトン数の無補充大型化を認める措置が講じられた。

機船底曳網漁業を巡っては、沿岸漁業との調整からその操業能力を減ずるために整理転換が行われ、中型底びきについては多種漁業への転換、沖合漁場、新漁場への転換が国の施策として選択され実施された。

これら一連の措置により沿岸の既存漁場における中型底びきの漁獲努力は隻数で4割削減され他漁業との摩擦や違反は減少したが、特に北海道では沿岸漁船の性能向上に伴う沖合への進出によって新たな禁止区域の設定を主張する等の多くの調整問題を

抱えている状況にあった。

#### 4 北洋海域への中型機船底曳網漁業転換要綱の制定

一九五七（昭和三十二）年から国及び関係道県の試験船並びに北海道、青森県、宮城県、宮城県、宮城県、宮城県の中型機船底曳網漁船が試験操業を実施していたが、四年間の試験操業によって北洋海域の企業採算性に一応の目処が得られた。

北洋海域の豊かな底魚資源に着目し、一九五七（昭和三十二）年から国及び関係道県の試験船並びに北海道、青森県、宮城県の中型機船底曳網漁船が試験操業を実施していたが、四年間の試験操業によって北洋海域の企業採算性に一応の目処が得られた。

北海道庁は、一九六〇（昭和三十五）年七月、四年間の調査結果から船型七〇〇トン型では採算性に乏しく一五〇トン以上であれば周年操業が有望との見解を示し、水産庁に対して漁場は北緯四八度以北、東経一四八度以東、東経一八〇度以西、転換隻数は五年間で一〇〇隻、船型は一〇〇〜三〇〇トン、廃業トン数は五〇トンとして要望した。

だが、中型機船底曳網漁業にとって北洋は未知なる領域であり、北洋転換に伴う漁船の大型化には膨大な費用を要するとともに、既に北洋海域の優良漁場は指定漁業として資本漁業に占められており、試験操業により船型及び操業の工夫によっては有望との判断が下されたものの指定漁業と対象魚種が競合するため不安は隠しきれないところがあった。

これに対して水産庁は一九六〇年二月、「北洋海域への中型機船底曳網漁業転換要綱」及び「北洋海域における中型機船底曳網漁業の許可又は起業の認可方針」を制定し、北海道の沿岸漁業と関係している道県及び漁業調整上特に必要があると認める

漁船の建造・改造資金は、農林漁業金融公庫の場合、償還期限を一〇年に延長し融資は所要資金の八〇％に改正し貸付条件を緩和することにした。

都府県の中型機船底曳を北洋海域へ転換させる措置を講じた。いわゆる北転船である。なお、この要綱においては、船型については大型船ほど採算的に有利という判断に基づいて許可トン数は七〇トン以上二〇〇トン未満としたが、船型が二〇〇トン以上だと船価が一億円近くなることから個人企業では無理だとする配慮もあり要望によっては二〇〇トン以上でも許可するという含みを持たせるとともに、廃業トン数は北海道と青森県が五〇トン、他県は六〇トンとし北海道と青森県の中型機船底曳をより転換させ易いようにした。

また、漁船の建造・改造資金は、農林漁業金融公庫の場合、償還期限は鋼船九年、融資額は所要資金の六〇％であったが、これを一〇年に延長し融資は所要資金の八〇％に改正し貸付条件を緩和することにした。漁船保険料率は鋼船だと四・一一％であったが、これを三・二八％に引き下げることにした。

## 北洋海域への中型機船底曳網漁業転換要綱

### 第一 目的

沿岸漁場、特に北海道の沿岸漁場における中型機船底曳網漁業の北洋漁場への転換を図ることにより、各種沿岸漁業との調整を円滑にし、あわせて中型機船底曳網漁業の安定に資することを目的とする。

### 第二 転換要領

- 1 北洋海域の底魚資源及び漁業経営上の問題点等について、今後さらに究明することとし、中型機船底曳網漁業の北洋海域への転換（以下「転換」という。）は、第一期と第二期に区分し漸進的に実施するものとする。
- 2 第一期計画は、おおむね3カ年間とし、第二期計画は、第一期計画の実施状況を勘案し、改めて検討するものとする。

### 第一期計画

第一期計画の実施は、次に定めるところによるものとする。

#### 1 転換の対象

転換の対象は、北海道沿岸漁場に関係を有する中型機船底曳網漁業が所属する道県の中型機船底曳網漁業とする。ただし、漁業調整上特に必要があると認める場合は、上記道県以外の都府県に所属する中型機船底曳網漁業を対象とすることがある。

#### 2 漁場の範囲

漁場範囲は、北緯四八度以北、東経一四八度以東、東経一七〇度以西の海域（本要綱において「北洋海域」という。）とする。

#### 3 操業の形態

操業の形態は、專業船及び兼業船の二種類とする。

（1）專業船は、従来の中型機船底曳網漁業の漁場における操業を廃止し、北洋

海域のみにおいて操業する船舶であつて、総トン数七〇トン以上、原則二〇〇トン未満のものとする。

(2) 兼業船は、原則として六か月間以上従来の中型機船底曳網漁業の漁場における操業を停止し、その間北洋海域において操業する船舶であつて、総トン数七〇トン以上八五トン以下のものとする。

#### 4 漁業の許可の要件

專業船の許可又は起業の認可は、第三の1の中型機船底曳網漁業の許可に係る船舶又は代船については、従来の中型機船底曳網漁業の許可トン数六〇トン（北海道又は青森県に所属する中型機船底曳網漁業の許可に係る船舶又はその代船については五〇トン）を充當して申請した場合に行い、兼業船の許可又は起業の認可は、第三の1の中型機船底曳網漁業の許可に係る船舶又はその代船について行う。

#### 5 転換目標隻数

(1) 転換目標隻数は一五〇隻とし、その内訳は、おおむね專業船一〇〇隻、兼業船五〇隻とする。

(2) 道県別転換目標隻数は、おおむね、北海道八〇隻（專業船六〇隻、兼業船二〇隻）、青森県三〇隻、宮城県三〇隻、その他一〇隻とする。

#### 6 漁業根拠地

專業船の漁業根拠地については、特別な事情がない限り、制限しないものとする。

#### 第四 転換促進のための対策

国、関係道県並びに関係漁業者及びその団体は、相協力して、合理的な転換の促進及び北洋海域における中型機船底曳網漁業の健全な発展を図るため、諸対策を検討しその実施に当たるものとする。

##### 1 漁船建造資金の調達

転換のための漁船の建造、改造又は取得に必要な資金については、農林漁業公庫資金の確保を図るとともに、その貸付条件の緩和措置について検討するものとする。

##### 2 漁船建造に関する措置

転換するための代船を建造（転用を含む。）する場合及びその被代船を残存する中型機船底曳網漁業の代船として使用する場合は、第三の4による漁業許可についての措置に準じ、不足トン数の補充に関し免除措置を講ずるものとする。

##### 3 漁船保険料に関する措置

漁船保険料率の算定に当たっては、漁業者の負担の軽減についても検討するものとする。

#### 4 調査研究等

北洋海域の漁場価値及びその適切な操業形態を究明するため、新漁場の開発事業を引き続き実施するとともに、必要に応じ関係者の協議会又は研究会を開催するものとする。

#### 5 経営の合理化対策等

本漁業の堅実な育成を図るためには、魚価維持、経費節減、その他漁業経営の合理化が極めて重要であると考えられるので、国、関係道県並びに関係漁業者及びその団体は相協力して今後引き続き、その具体的方途について研究するものとする。

こうして、沿岸漁業との摩擦を避けるため唯一残された方策として、沿岸との競合が生じなく、しかも資本漁業の大臣指定漁業と抵触しない海域への転換が、北海道、青森県、宮城県、岩手県、福島県等の中型機船底曳網漁業を対象に一九六一（昭和三十六）年から始まった。

### 5 北洋転換への動き

ここでは、北洋転換の中心となった北海道、青森県、宮城県の三者三様の転換への動きを中心に追ってみたい。

北海道は北洋転換第一期において専業船六〇隻、兼業船二〇隻と最も多い転換を割当られたが、採算性や建造融資の債務保証等多くの問題から、北洋への転換は北海道のためと言われたにも関わらず、転換船の選定作業が遅れた。

北海道機船漁業協同組合連合会では地区代表による専門委員会を設置し検討を進め、一九六一（昭和三十六）年六月末日を目途に転換船名を決めることとし、先ず大手系列一九隻を優先的に転換させ、残る四一隻について組合別の転換隻数を決めた

北海道機船漁業協同組合連合会では地区代表による専門委員会を設置し検討を進め、一九六一（昭和三十六）年六月末日を目途に転換船名を決めることとし、先ず日水、大洋、北海道漁業公社など大手系列一九隻を優先的に転換させ、残る四一隻について組合別の転換隻数（釧路機船六隻、稚内機船六隻、宗谷機船五隻、小樽機船五隻、紋別漁協五隻、網走漁協四隻、室蘭機船四隻、小樽市漁協二隻、留萌機船、増毛漁協、枝幸機船、根室漁協は各一隻。）を決めた。

また、北洋転換の初期は採算割れを覚悟する必要があることから、漁獲共済の加入条件となる三カ年の操業実績を確保するまでの間の損失補てんを行うことを目的に、北海道庁の指導の下、社団法人北洋開発協会が一九六二（昭和三十七）年六月二十九日に設立され、共済事業がスタートした。

青森県は、県近海でも細々ながら操業ができた北海道への入会や千島海域にも出漁できたため、転換には多少ためらうところがあった。

青森県では一九五三年から行われた中型機船の減船整理で初年度は五隻、翌年度は四隻が母船式サケ・マスの独航船に転換するとともに、一九五四年から北洋の新漁場開発に積極的に参加し、北海道入会許可船の半分が千島海域に出漁していたが、水産

庁が北洋転換要綱の発表と同時に「中型機船の千島海域の操業調整」について通達を発し、青森県、宮城県及び福島県の操業区域を限定したため兼業船が増えることとなった。

青森県の北洋転換船は一九六一年から一九六四年にかけて專業船が一六隻に増えたが、專業船の中には宮城県に居住している漁業者が九名いたため実質的には七隻しかなく、そこに日本海マス流網から北転船に転換した一隻が加わって八隻となった。

一方、宮城県は協定違反船の続出による北海道沖への入漁禁止、近海漁場の荒廃、戦前から北洋サケ・マスに出漁する等北洋漁業に関わりが強かったこと等から北洋転換をチャンスとして捉え、一九六一年にはいち早く三〇隻が北洋に転換を決め転換初年度で県への割当を達成し、なおも希望する船主は少なくはなかった。

この北洋転換が進められている中、一九六二年には中型カツオ・マグロ漁業の新規許可がなされ全国で二九隻の中型底びきをカツオ・マグロに転換させたが、北海道では北転割当枠の中から一〇隻がこの転換に振り向けられたり、一九六三年七月には南方トロールの新規許可に当たって一一隻の北転船が廃止され南方トロールへ転換したり様々な動きがあった。

一九六五（昭和四十）年七月一日の北転船の許可隻数は、北海道が專業船三七隻、青森県が專業船八隻、兼業船二二隻、宮城県が專業船四七隻、福島県が專業船六隻、その他の県を合計し、專業船一〇五隻、兼業船二二隻となった。

表2 北転船許可隻数の変遷

（專業船）	1965年	1966年	1968年	1969年	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年			
北海道	37	40	45	53	53	53	53	52	52	51	47	46	34	34	34	34	34	35	36	22	24	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	27	27		
宮城県	47	49	53	52	53	54	55	55	55	55	55	57	58	52	32	34	36	39	34	18	17	17	17	17	17	17	17	10	8	8	8	9			
青森県	8	8	20	24	43	24	43	25	73	43	43	42	43	42	19	14	13	13	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
福島県	9	9	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
石川県	1	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
福井県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
愛媛県	1	2	1	2	3	3	2	2	2	2	3	3	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
宮城県	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
千葉県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
神奈川県	2																																		
静岡県	1																																		
秋田県	1																																		
合計	106	114	138	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	97	97	97	97	97	54	54	54	54	54	54	54	54	39	31	27	27	27	27		
（兼業船）																																			
北海道																																			
宮城県																																			
青森県																																			
福島県																																			
合計	21	56	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	

（参考）漁業従事者総数と許可隻数のうち、北転船用として使用した許可隻数。

（兼業船）	1965年	1966年	1968年	1969年	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年		
北海道	91	139	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
宮城県	10	7	7	7	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青森県	3	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福島県	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	29	21	18	18	15	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	

一九六七（昭和四十二）年の指定漁業許可の一斉更新で専業船一五四隻、兼業船二八隻体制が固定化し転換計画は終了

北転船はその後も増加したが（表2）、一九六七（昭和四十二）年の指定漁業許可の一斉更新で専業船一五四隻、兼業船二八隻体制が固定化し転換計画は終了した。この体制は、二〇〇海里の幕開けで大幅な国際減船を強いられた一九七七（昭和五十二）年まで続き、北転船の全盛期を迎えることとなった。

## II 北転船の躍進

### 1 漁船能力向上への道

ここでは、北転船の漁法や船型等の変遷について整理を試みたい。と言うのは、北転船は短期間で漁法や船型が大きく変化し、しかもその最終形は魚を獲る漁獲能力にかけては類を見ない漁船といわれたからである。

前述の通り、沿岸漁業との摩擦を避けるため唯一残された方策として、沿岸との競合が生じなく、しかも資本漁業の大臣指定漁業と抵触しない海域への転換が図られたものであり、当初の漁獲対象魚種はタラ、メヌケ類、カレイ類、スケ子採取のためのスケトウダラ等多様な底魚類が想定されたので、漁獲技術は中型底曳網漁船と同じ「かけまわし漁法」であった。

しかし、「かけまわし漁法」は、網を曳網して漁獲するオッターロールとは異なり、曳網するのではなく海底に集群する魚類をスポット的に掬い取る漁法であることから、その操業は風や潮流に逆らうことができず、曳網ごとに風上に戻ったり操業口が多、甚だ操業効率が悪いこととなる。

また、一九五九年に北海道立水産試験場がスケトウダラ冷凍すり身技術を完成させた新たな練り製品原料としてスケトウダラの利用価値が大きく向上、潤沢なスケトウダラ資源を持つ北洋漁業を発展させることになった。当初、冷凍すり身加工は陸上のみであったが、一九六五年以降、洋上すり身技術の確立に伴い資本漁業による北洋底曳工船漁業による洋上すり身生産が急速に発展する。一方、陸上すり身原料の供給は、北海道、東北を中心とした中小漁業者による北転船に依存していたので、漁船の大型化、スターン（船尾揚網）化が、政府の増トン許可政策と相まって急激な勢いで進化した。

もともと低気圧の墓場といわれる北洋海域での過酷な操業ということで、転換当初から船型と漁法は関係者の関心事だった。

一九六〇年の転換要綱では転換船の規制トン数は二〇〇トン未満とされていたが、冷凍装置の導入が必要なことから一九六一年末には三〇〇トン未満への大型化が認められ、二〇〇トンの間で多種多様な船が建造された

一九六〇年の転換要綱では転換船の規制トン数は二〇〇トン未満とされていたが、冷凍装置の導入が必要なことから一九六一年末には三〇〇トン未満への大型化が認められ、二〇〇トンの間で多種多様な船が建造された。操業方式は主にかけまわし漁法で船首楼、船橋楼を有する一層甲板船であった。一九六二年に建造された第五忠洋丸が長船首楼スターン型の最初と言われる。この年、規制トン数は居住区改善



船型が短期間に、しかも段階的に変わった背景には規制トン数の順次大型化がある

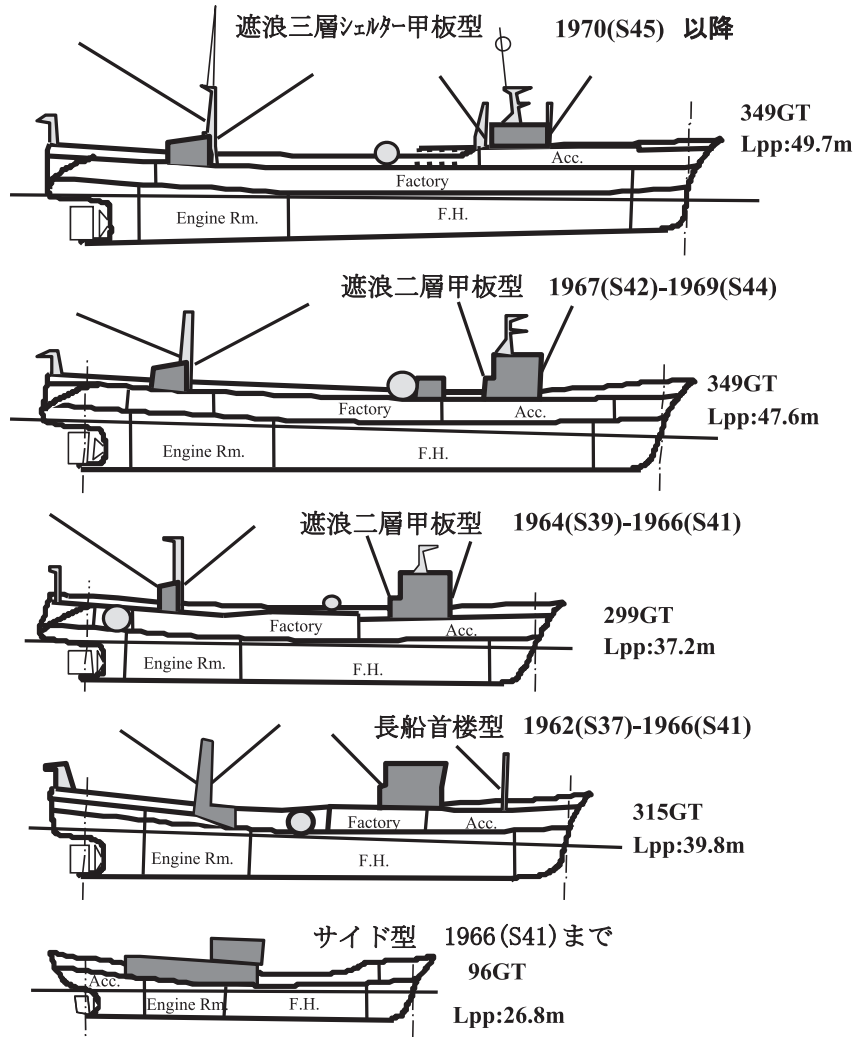


図1 北転船の船型変遷

のために三二五トン未満となり、翌一九六三年になるとかけまわし漁法から本格的にスターン型オッターロール船（長船主楼一層甲板）が増加した。スターン型に落ち着いた後は、北洋という厳しい自然環境下における安全な操業に適した船型の模索が続き、長船首楼擬似二層甲板船等も出現したが、この間一九六七（昭和四十二年）に規制トン数は着氷対策のため三五〇トンとなり、最終的に長船首楼遮浪三層シェルター甲板型の所謂、スターン型二層甲板オッターロール漁船となり、北転船が確立した（図1）。

これ以降、長船首楼遮浪三層シェルター甲板型のスターン型オッターロール漁船が定着し、一九八二（昭和五十七）年のトン数測度法改正により三四九トン型北転船は二七九トン型となり撤退まで変わらなかった。

船型が短期間に、しかも段階的に変わった背景には規制トン数の順次大型化がある。転換初期から荒れた海域におけるスターン型オッターロール漁船としては、二層甲板漁船が操業と安全性の面から最適と考えられていた。しかし、転換時の一〇〇トン級では不可能で、二〇〇トン級後半から模索が始まり、三〇〇トン前後で擬似的な二層甲板船が建造される。本来の二層甲板、十分な高さを保つ段差の無い二層の全通甲板（船首から船尾まで続いた甲板）構造の船を造るにはトン数的に無理があるため、造船所の設計者は様々な工夫をしてスペースを作りだして二層甲板船の形状を作り上げた。こうした人々の努力の賜物として、旧三四九トンで長船首楼遮浪三層シェルター

甲板型でスターン型二層甲板オッタートロール漁船が達成された。

国は北転船を二層甲板オッタートロール漁船と称して、長船首楼遮浪三層シエルトー甲板スターン型オッタートロール漁船と呼ぶのを好まないが、この方が船の構造を明確に表現しており設計者の苦勞を忍ばせる。

転換時、国は対象漁業者が中小漁業者であり最初から大型船の建造を必要とする転換策では転換が難しいこと、及び北洋域における漁獲対象魚種の資源量を未知数として考え順次トン数を拡大する戦略をとった

最初から規制トン数を四〇〇トン程度にしておけば、無駄な時間や労力が省かれたと思われるが、転換時、国はなんとしても転換を進めなければならぬ状況の中、対象漁業者が中小漁業者であることを考慮すると最初から大型船の建造を必要とする転換策では転換が難しいこと、及び北洋域における漁獲対象魚種の資源量を未知数として考え順次トン数を拡大する戦略をとったようである。

こうしてスターン型二層甲板船になることにより網規模の拡大が可能となった。スケトウダラは魚価が安いいため大量に獲らざるを得ず、そのためには一網当たりの漁獲量を多くして操業日数を短縮しなければ経営はペイしなくなる。網規模を大きくすると、網抵抗に負けない曳網力を有する大馬力の主機が必要になり、三四九トン型北転船の主機馬力は当初の一、二〇〇馬力前後から一、四〇〇馬力、一、六〇〇馬力、一、〇〇〇馬力へと増大する。また、網規模を拡大すると、それに見合う揚網力も必要となりトロールウインチも八トン〜八〇m/minだったものが一七トン〜八〇m/minに強化され機器重量が重くなった。さらに大きな機械を取り付けても振動を起ささない船体強度をもたせるためには鋼板を厚くしなければならず船体も重くなる。また大馬

燃費、速力、積載量、曳網力をどのように合理的に組み合わせるかが造船所の設計者の課題となった

力化すれば馬力に比例して燃料タンクを大きくしなければならず、魚を多く積むには魚倉を拡大する必要が生じ、このため幅広の浮力の大きい船型が開発された。しかし幅広船型では速力が落ちるため、それがまた馬力を大きくするという悪循環を繰り返すことになり馬力、燃費、速力、積載量、曳網力をどのように合理的に組み合わせるかが造船所の設計者の課題となった。

また、北転船には早くから可変ピッチプロペラが採用され、ロラン受信機、全周囲の海中状況が瞬時にわかり刻々と変化する魚群の移動状況を把握できるスキヤニングソナー、海底にいる魚と海底を区別する魚判別魚探、トロール網の深さと網口の開き具合を船上で把握できるネットレコーダーといった新開発の装置も早くから導入され、高性能、高装備によつて船価が上昇し、燃油経費など支出も増大するが、それを上回る漁獲成績をあげることになる。北転船のブリッジ内はエレクトロニクスの集結とそれを駆使する漁労長の腕の冴えとが相まって、北転船は世界一の高性能漁船として評価されることとなった。

## 2 北転船の操業

一九六六（昭和四十二）年頃の北転船の操業は、一〇〇トン未満の兼業船と二〇〇トン未満の専業船の殆どが、冬場はカムチャッカ半島周辺の漁場において主としてス

転換初年の一九六一年だけはマダラの漁獲量が第一位であったが、それ以降はスケトウダラ、マダラ、アサバガレイの順となっており、年々スケトウダラの比重が増加

ケトウダラを対象にした操業に従事し、夏場は北洋海域の母船式の独航船として出漁していた。二〇〇トン以上の大型專業船は、冬場は二〇〇トン未満船と同様の操業を行っていたが、夏場はベーリング海においてオヒョウ、ギンダラ、赤物を対象とした操業に従事していた。しかし、大型專業船の中にも母船式底曳網漁業の独航船として長期に亘り北転船の操業を休業するものもあった。

漁獲量は年々増加し、その大部分はスケトウダラの漁獲が占めていた。転換初年の一九六一年だけはマダラの漁獲量が第一位であったが、それ以降はスケトウダラ、マダラ、アサバガレイの順となっており、年々スケトウダラの比重が増加してきた。

ベーリング海では西経一七五度以西の海域が北転船の操業区域として許可されているが、主たる漁場はオリエントル岬沖合からナヴァリン岬を経てヌニヴァク島に至る水深二〇〇メートルの等深線に沿った海域であった。この海域では二〇〇トン以上の大型船が春期から夏期にかけてマダラ、メヌケ類、ギンダラ、カレイ類、オヒョウ等を漁獲していた。

東経一七〇度以西の海域ではカムチャッカ半島東西両岸及び南端沖合が主漁場であった。この中で最も利用された漁場は、秋期から冬期にかけてのカムチャッカ半島ロパトカ岬を中心に南北に伸びる東カムチャッカ漁場であり、この漁場への依存度は五〇%を占めていた。当該漁場は、試験操業当時から利用度は高く、特にマダラ、スケトウダラ、カレイ類の漁獲が多かった。また、この当時から深海におけるギンダラ

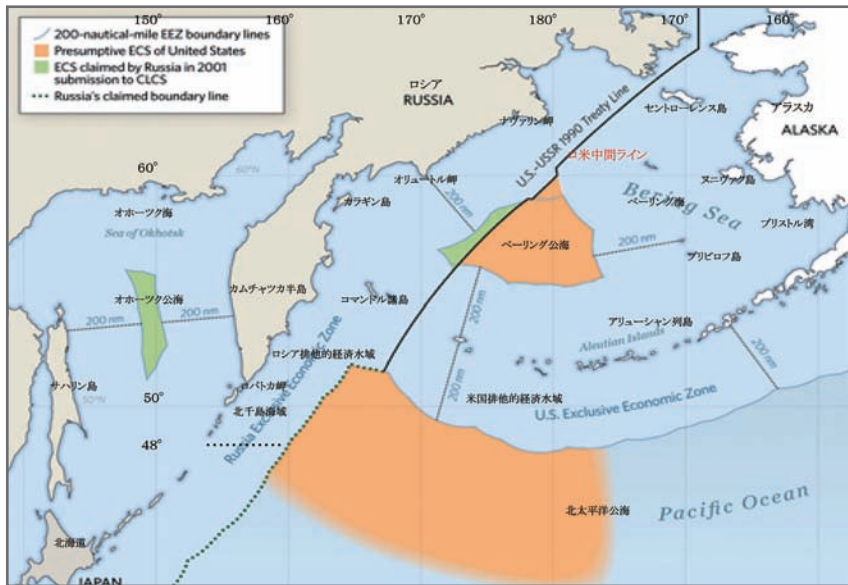


図2 北転船北太平洋操業海域図 (C)

一九六六年の操業状況は、一月から二月は西カムチャツカ漁場、三月から五月には東カムチャツカ漁場、六月から八月はベーリング海の東側、九月から十月は再び西カムチャツカ漁場、そして十一月から十二月は東カムチャツカ漁場へと主漁場が移った。

の開発も進められた。

カムチャツカ半島東側ではコマンドル諸島付近で赤魚、西側の北緯五三度以南ではカレイ類が主に漁獲されていた。

また、この頃から漁船の大型化、設備の充実に伴って遠隔地であるベーリング海での操業が増加してきており、夏期は高級魚を対象として出漁する船が目立ってきた。

因みに一九六六年の操業状況は、一月から二月は西カムチャツカ漁場、三月から五月には東カムチャツカ漁場、六月から八月はベーリング海の東側、九月から十月は再び西カムチャツカ漁場、そして十一月から十二月は東カムチャツカ漁場へと主漁場が移った。主漁場がこのような移動しても主漁獲物はスケトウダラであった。また、夏場に母船式の独航船として活躍した北転船も多かったことから、漁獲量は六月から九月までの間は激減した。

北転船は、冬期の六ヶ月間で年間収益の約七〇%を得ていた。特に、二月から三月のタラコの季節にはスケトウダラの魚価が高騰した。また、この頃からスケトウダラすり身が種々の練り製品の原料として利用され始めた。

一九六八（昭和四十三）年は前年の許可の一斉更新により專業船一五四隻、兼業船二八隻体制となり、この年から農林水産省（当時は農林省、因みに農林水産省に改称されたのは一九七八年七月。）の漁業養殖業生産統計の調査対象漁業種類となった。

この当時の專業船をトン数階層別にみると、九六トン型四隻、二九九トン型五一隻、

三一四トン型四〇隻、三四九トン型二六隻、その他三三隻となっている。

また、兼業船二八隻は沖合底びき網漁業との兼業であり、北転船としての操業期間が二ヶ月の船が八隻、三ヶ月の船が九隻、八ヶ月の船が一一隻となっていた。

大部分の專業船は、冬期はカムチャツカ半島周辺漁場でスケトウダラを主対象とした操業に従事し、夏期はベーリング海でオヒョウ、ギンダラ、赤物を対象とした操業を行っていた。また、母船式底曳網漁業の独航船として長期間に亘って操業した船もあり、北転船としての操業を休業した船が一五隻あった。さらに、ニシンの承認船としてニシン刺網漁業に従事した船もあり、北転船として操業した実稼動隻数はスケトウダラの漁期で約一二〇隻、底魚漁期で約一〇〇隻程度であった。

この年の漁獲量は六一万八、〇〇六トンでありスケトウダラが漁獲量の八六%を占めた。漁場別漁獲量は西カムチャツカ漁場が二〇万トンで第一位であり、これに次いで東カムチャツカ漁場となった。

この年の漁獲状況は、北千島漁場は周年スケトウダラが好漁であったほか、西カムチャツカ漁場は一月から五月にスケトウダラが好漁であった。東カムチャツカ漁場では一月から六月にスケトウダラが、アリュウシヤン漁場では三月から八月にメヌケ、オヒョウ、ギンダラが漁獲された。また、オリュートル漁場では五月から七月にニシン、ギンダラ、メヌケ、オヒョウ、ロスケガレイ（コガネガレイ）が、ベーリング海では四月から九月及び一二月にマダラ、ギンダラ、メヌケ、オヒョウ、ニシン、ホッ

大部分の專業船は、冬期はカムチャツカ半島周辺漁場でスケトウダラを主対象とした操業に従事し、夏期はベーリング海でオヒョウ、ギンダラ、赤物を対象とした操業を行っていた

コクアカエビが漁獲された。

漁場別の一曳網当たりの漁獲量は、北千島八・八トン、西カムチャッカ一〇・一トン、東カムチャッカ七・四トン、アリューシャン西四・一トン、アリューシャン東一・三トン、オリユートル一・一トン、ペーリング西一・二トン、ペーリング東一・二トンであり、スケトウダラを主対象としているカムチャッカ半島周辺の漁場が高くなっている。

なお、一九六六年頃から大手水産会社を中心とする北洋母船式底びき漁業等による洋上すり身生産が本格化し始め、その増産に伴い陸上すり身の市況が下落したこと、漁獲が急速に増大してきた北転船の集中水揚が増えたことから一九六七年後半から魚価の暴落・低迷といった問題が生じたため、全底連は一九六八年からスケトウダラ操業、凍結操業、ドック入りの三分割操業による漁獲調整を行うことを決め、釧路港の日産処理能力に応じた入港隻数調整、抱卵盛漁期の積載量制限、夏期におけるスケトウダラ操業の自粛等を行った。

一九七〇（昭和四十五）年には北転船の大型化はさらに進み、より効率的な操業を目指した新船建造が盛んに行われ、三四九トン型の所謂、北転船型が定着

一九七〇（昭和四十五）年には北転船の大型化はさらに進み、專業船のトン数階層別では、二九九トン型二〇隻、三一四トン型三〇隻、三四九トン型一〇二隻、その他二隻となり、より効率的な操業を目指した新船建造が盛んに行われ、三四九トン型の所謂、北転船型が定着した。

この年の北転船の漁獲量は八万二、四六八トンと増加し、母船式底曳網漁業に次ぐ漁獲をあげるようになり経営的にもかなり安定したものとなった。

すり身原料として利用され始めたスケトウダラは、その鮮度によりすり身の品質が左右されることから鮮度保持が重要視され、各船とも鮮度保持に工夫を凝らした。

一九七二（昭和四十七）年には更に大型化が進み、一五四隻の專業船のうち一四一隻が三四九トン型となった

一九七二（昭和四十七）年には更に大型化が進み、一五四隻の專業船のうち一四一隻が三四九トン型となった。

北転船の漁獲量は更に増加し九〇万七八六トンとなり、このうちスケトウダラが約九割の八三万トン、次いでカラスガレイ四万五、〇〇〇トン、マダラ、カレイ類、アカウオ、ギンダラとなっていた。

漁獲金額は、一月から三月にかけての抱卵スケトウダラの高騰もあつて四〇〇億円を超えた。

前年の日ソ漁業交渉の結果、五月から六月の抱卵ニシン漁が全面禁漁となったが、北転船の漁獲の九割を占めるスケトウダラについてはこの頃から、その資源保護及び有効利用の観点からの措置が必要とされ、また船舶の大型化にともなう二層甲板船による漁獲物の積み過ぎが船舶の安全性から問題とされた。更に、スケトウダラ資源が国際問題として取り上げられる兆候が見え始めたのもこの頃からであった。

一九七三（昭和四十八）年には一五〇隻が三四九トン型となり、北転船の漁獲量は北転船として史上最高となる一〇一万三、九四四トン、単一漁業として、この年の我が国の海面総漁獲量九七九万三、〇二九トンの一割を占めるに至った

また、この年の母船式底曳網漁業の漁獲量は一〇万九、八八六トン、沖合底びき

母船式底曳網漁業の史上最高は一九七二年の一二九万四、〇〇九トン、沖合底びき網漁業は一九七六年の一四四万八、七九二トン、以西底びき網漁業は一九六一年の三六万七、九三〇トン

網漁業は一〇〇万六、七九六トン、以西底びき網漁業二二万九六四トンで、この底びき四漁業種類で我が国総漁獲量の三割強を供給していた。

因みに、母船式底曳網漁業の史上最高は一九七二年の一二九万四、〇〇九トン、沖合底びき網漁業は一九七六年の一四四万八、七九二トン、以西底びき網漁業は一九六一年の三六万七、九三〇トンとなっている。

さて、この年の漁獲も漁獲の九割はスケトウダラであり、漁獲量の増加はスケトウダラの増加によるものであった。

一月から四月の抱卵スケトウダラ漁は、卓越年級群に支えられ漁獲が一段と増大したが、漁期当初に不漁が続いたり、小型魚の割合が多くなってきた。五月から九月の時期は船凍操業と呼ばれ、主としてベーリング海で冷凍魚生産を目的としてカレイ、メヌキ、ギンダラ等を漁獲した。一部の船は、オホーツク海及び東カムチャッカ周辺でエビ、カレイを漁獲するものもあった。この年は米国の市況の影響もあり、カラスガレイの漁獲量があまり伸びず、マダラやメヌケ類を対象とした操業が増加した。十月から一二月は、無抱卵スケトウダラを対象とした操業になるが、この年は魚価が伸びず漁況も悪かったためか、ベーリング海で操業する船、ドックする船が多かった。

この頃、多くの研究者は、スケトウダラの体長の小型化、若齢化などから資源状態は減少傾向にあると警告し、このため、全底連は資源保護と水揚げ過剰による魚価低迷を防ぐため、積み荷の自主規制を行った。



はちきれんばかりのコッドエンド

一九七四（昭和四十九）年から一九七六（昭和五十一）年は、一九七三年をピークにスケトウダラの漁獲量減少に伴い減少傾向に転じるとともに、石油危機や世界的な海洋分割への動きが活発になるなど、北転船操業を含む我が国の漁業に暗雲が立ち込め始めた。

魚価対策としては、漁獲物の鮮度保持による魚価の安定化が注目され、全底連は、従来のバラ積みによるスケトウダラの鮮度低下を防ぐべくコンテナを利用して積み付けから水揚げまでを行う鮮度保持方式実用化試験を水産庁の補助事業として実施した。この事業は、スケトウダラの従来からのすり身依存からフィレ加工などによる付加価値向上を図ることにより資源の有効利用と需要の増大を図ろうとするものであった。

一九七四（昭和四十九）年から一九七六（昭和五十一）年は、一九七三年をピークに漁獲量は九七万二、四二二トン、八五万六、五五三トン、六四万三、七二三トンとスケトウダラの漁獲量減少に伴い減少傾向に転じるとともに、石油危機や世界的な海洋分割への動きが活発になるなど、北転船操業を含む我が国の漁業に暗雲が立ち込め始めた。

その話の前に北転船の基地となった北海道釧路市、青森県八戸市、宮城県石巻市・塩釜市塩釜市と北転船の関わりを見てみることにしよう。

### 3 北転船基地の賑わい

スケトウダラの好漁場であるカムチャッカ東西海域から釧路までの距離は七〇〇〜八〇〇マイル、三陸の八戸、石巻までは一、〇〇〇マイルあり、同じ太平洋に面した

陸揚港でも釧路は北洋漁場から至近距離にあり、北洋への前線基地として発展してきた。

基地独航の北洋サケ・マス流網漁船はもとより、魚群を追って北上するサンマ棒受網漁船、イカ釣りの漁船は釧路や根室の花咲港を基地に操業を展開する。

釧路は一九六一（昭和三十六）年頃から外来船による水揚が七割を占めるようになったが、漁場の移動等によりサンマ、イカのウエイトが低くなり、一九六七（昭和四十二）年以降、北転船が外来船漁業の花形となった。

この頃のスケトウダラの日当たり処理能力は、釧路二、五〇〇トン（後に三、〇〇〇トン）、八戸二、〇〇〇トン、石巻一、〇〇〇トン、塩釜一、〇〇〇トンであった。釧路が水揚量全国一になったのは一九六九（昭和四十四）年であり、その水揚量は五二万四、〇〇〇トンとなったが、そのうち約五五%を占める二八万九、八〇〇トンが北転船による扱いであった。

釧路は、春のサケ・マス流網、夏から秋にかけてイカ、サンマ、サバ漁が繁忙期で、冬期間は閑散としていたが、北転船による一〜三月の抱卵スケトウダラの集中水揚で加工業は年間稼働体制が築かれた。

北転船によるスケトウダラの水揚は一九七二（昭和四十七）年に三五万トンを突破し、翌一九七三年には四七万トンに急増、それに伴い一次処理加工、冷凍すり身加工、ミール加工、ねり製品加工などが発達し、北転船は企業や雇用の創出に大きく貢献し

釧路は、春のサケ・マス流網、夏から秋にかけてイカ、サンマ、サバ漁が繁忙期で、冬期間は閑散としていたが、北転船による一〜三月の抱卵スケトウダラの集中水揚で加工業は年間稼働体制が築かれた。

た。

釧路に入港する北転船は年間延べ隻数で七〇〇〜八〇〇隻に達し、水産都市釧路は活気づき、前処理工場で働く女子従業員にスケソポボーナスが支給されたという話もあった。

釧路、八戸の水揚げ日本一を支えたのは北転船であった

釧路は一九六九年から一九七七（昭和五十二）年まで九年連続水揚げ日本一となり、その後も一九七九（昭和五十四）年から一九九一（平成三）年まで再び日本一に返り咲いたが、それを支えたのは北転船であった。

青森県八戸は、一九六六（昭和四十一）年二五万三、〇〇〇トン、一九六七年三一万八、〇〇〇トン、一九六八年四三万四、〇〇〇トンで三年連続水揚げ日本一を達成したが、それを支えたのはサバまき網と北転船による水揚げであった。

八戸の水産加工はこの当時、スケトウダラは助手製造が主体であり、多少は揚げカマボコの原料に使われたが、九〇％近いガラは関東、関西や九州へ出荷されていた。

当時の北転船によるスケトウダラの水揚量は、一九六五（昭和四十）年七万六、八三四トンで水揚げ港別では釧路に三万六、三九〇トン（四七・四％）、八戸一万七、七八五トン（二三・二％）、塩釜一万一、四六九トン（二四・九％）、稚内七、一三七トン（九・三％）、石巻二、七二六トン（三・六％）、翌一九六六年は一二万六、四五四トンで釧路五万九四〇トン（四〇・三％）、八戸三万八、三〇七トン（三〇・三％）、塩釜一万三、二〇八トン（二〇・四％）、稚内一万七二四トン（八・五％）、石巻一万

宮城県の水揚げ日本一を支えたのは北転船であった

宮城県の北転船の船籍は石巻より塩釜が圧倒的に多かったこともあり、一九六五年〜一九六六年の北転船による水揚げは塩釜がリードしていたが、塩釜はもともとマグロ漁船で栄えた港でありスケトウダラのような多獲性魚への依存度が低くガラ処理業者も限られていたことから、北転船の大型化が進むにつれ塩釜の大量処理能力が限界に達し、一九六七年〜一九六八年のスケトウダラ魚価の暴落を契機に石巻に水揚げが集中するようになった。

一九六九（昭和四十四）年当時、石巻には冷凍すり身工場が一二あり、同年北転船によるスケトウダラの水揚げは一三万トンに達し、その七割は練り製品、すり身に向けられ残りはガラ出荷された。石巻には焼き竹輪業者が二一社あり、その生産量は全国の三分の一に相当する二万一、〇〇〇トンであったが、それを支えていたのはガラ処

宮城県の塩釜は古くから笹蒲鉾、揚げ蒲鉾、石巻は焼き竹輪など練り製品の製造が盛んで、その原材料は地元からの供給が減少して以降、北海道のスケトウダラを陸送して使用していた。

宮城県の北転船の船籍は石巻より塩釜が圧倒的に多かったこともあり、一九六五年〜一九六六年の北転船による水揚げは塩釜がリードしていたが、北転船の大型化が進むにつれ塩釜の大量処理能力が限界に達し、一九六七年〜一九六八年のスケトウダラ魚価の暴落を契機に石巻に水揚げが集中するようになった。

宮城県の北転船の船籍は石巻より塩釜が圧倒的に多かったこともあり、一九六五年〜一九六六年の北転船による水揚げは塩釜がリードしていたが、塩釜はもともとマグロ漁船で栄えた港でありスケトウダラのような多獲性魚への依存度が低くガラ処理業者も限られていたことから、北転船の大型化が進むにつれ塩釜の大量処理能力が限界に達し、一九六七年〜一九六八年のスケトウダラ魚価の暴落を契機に石巻に水揚げが集中するようになった。

一九六九（昭和四十四）年当時、石巻には冷凍すり身工場が一二あり、同年北転船によるスケトウダラの水揚げは一三万トンに達し、その七割は練り製品、すり身に向けられ残りはガラ出荷された。石巻には焼き竹輪業者が二一社あり、その生産量は全国の三分の一に相当する二万一、〇〇〇トンであったが、それを支えていたのはガラ処



理の五〇工場であり、北転船の水揚港として大きな役割を演じることとなった。

#### 4 第一次石油危機

一九七三（昭和四十八）年十月六日、中東でイスラエルとエジプト、シリアによる第四次中東戦争が勃発。十月一七日には石油輸出国機構（OPEC）が原油の生産削減を決定し、政府はこれを受け十一月に石油緊急対策要綱を決定するとともに年末には石油需給適正化法、国民生活緊急措置法を公布。

一九七三（昭和四十八）年十月六日、中東でイスラエルとエジプト、シリアによる第四次中東戦争が勃発、十月一七日には石油輸出国機構（OPEC）が原油の生産削減を決定し、政府はこれを受け十一月に石油緊急対策要綱を決定するとともに年末には石油需給適正化法、国民生活緊急措置法を公布したが、漁業用A重油がじりじりと値上がりし、漁業用資材の値上がりも避けられず、燃油価格は一キロリットル当たり九、〇〇〇〜一万二、〇〇〇円から二万二、〇〇〇円、一九七四年年明けには三倍に急騰した。

三四九トン型北転船の主機関は二、五〇〇馬力、年間の燃油使用量は二、七〇〇キロリットル、ピストン操業が続くと三、〇〇〇キロリットルとなる。

一キロリットル一万円時代の燃油費は三、〇〇〇万円で済んだが、一キロリットル三万五、〇〇〇円だと一挙に一億円に跳ね上がり北転船の経営の根幹をゆるがす非常事態となった。

一九七四年五月、全国から一万人の漁業者が日本武道館に詰め掛けて漁業危機突破緊急全国漁民大会が開催され、同月政府は漁業経営安定のため五四〇億円の緊急融資

を閣議決定した。

また、翌一九七五年五月には、経営が困難となっている中小漁業者の固定化債務の整理に必要な資金（再建計画）、省燃油型漁船への移行に必要な資金（構造改善計画）や減船に必要な資金（整備計画）の融資を内容とする漁業債権整備特別措置法が成立した。

一方で、一九七四年には数年前から北海道周辺に進出していたソ連漁船団がその規模を拡大し道東太平洋から噴火湾沖、さらに本州三陸、銚子沖にまで進出し沿岸漁業の漁具被害が続出した。

一九七五（昭和五十）年二月、全漁連は東京で全国漁民大会を開催し、ソ連船即時退去、漁具被害の救済を求め、政府は同年六月日ソ近海操業協定を調印し、翌一九七六年三月には日ソ間の漁業被害問題を処理する漁業損害賠償請求処理委員会が発足した。

さらに、韓国トロール漁船が北洋出漁の途中で北海道太平洋沿岸で操業し一九七五年には年間三〇〇件以上の漁具被害が発生したことから、一九七六年十月には漁船の安全操業等を内容とする日韓民間漁業協定が調印された。

このような情勢の中、すり身工船を中心とする母船式底びき、洋上すり身に転換した一五隻を中心とする北方トロール、北転船はスケトウダラの漁獲を伸ばしていった。

一九七五（昭和五十）年二月、全漁連は東京で全国漁民大会を開催し、ソ連船即時退去、漁具被害の救済を求め、政府は同年六月日ソ近海操業協定を調印し、翌一九七六年三月には日ソ間の漁業被害問題を処理する漁業損害賠償請求処理委員会が発足

### Ⅲ 厳しい環境の中での北転船

#### 1 五七隻減船の背景

我が国の漁業に暗雲が覆いかぶさったのは国連海洋法会議による論戦であった。

国連会議で領海、大陸棚問題がテーマとなり、領海及び接続海域、大陸棚等の海洋四法が採択されたのは、一九六〇（昭和三十五）年のジュネーブ会議だった。

国連会議で領海、大陸棚問題がテーマとなり、領海及び接続海域、大陸棚等の海洋四法が採択されたのは、一九六〇（昭和三十五）年のジュネーブ会議だった。このうち領海は、国際法上三海里に定着していたが、日本が南方トロールに進出し始めてから、漁業水域を含めて一二海里を主張する国も少なくはなかった。

このため、一九六九（昭和四十四）年の国連総会で海洋秩序の問題を再検討する国際会議の開催が決定された。

世界九一カ国からなる海底平和利用委員会、領海・大陸棚等の小委員会が設置され一九七三（昭和四十八）年まで六回にわたる論議が重ねられたが、先進国と発展途上国との意見が対立したまま同年一二月開催の第三次海洋法会議第一会期に持ち越された。

領海一二海里、経済水域二〇〇海里が最大のテーマになったのは一九七四（昭和四十九）年カラカスで開催された第二会期であった。

一九七五（昭和五十）年のジュネーブ第三会期には、多数の国が二〇〇海里を指

示している中、日本は二〇〇海里反対の姿勢を貫いたが、領海一二海里、経済水域二〇〇海里が大筋合意し、未調整部分は翌年のニューヨーク第四会期に持ち越すことで閉会した。

国連海洋法は、一九七三年一二月にニューヨークで開催された第一会期からまるまる一〇年を費やして、一九八二（昭和五十七）年一二月モンテゴベイで条約の署名会議が行われ、一九九四年一月一六日に発効した。

国連海洋法は、一九七三年一二月にニューヨークで開催された第一会期からまるまる一〇年を費やして、一九八二（昭和五十七）年一二月モンテゴベイで本文一七部三二〇条付属書九からなる条約の署名会議が行われ（日本は一九八三年二月に一一九番目の署名、批准は一九九五年二月）、一九九四年一月一六日に発効した。

米国は、翌一九七六（昭和五十二）年四月に一方的に、①距岸二〇〇海里の資源保存水域を設定し、漁業に限り同水域内のマグロ類を除く全ての魚種につき排他的管理権を行使する。また二〇〇海里外にあっても米国大陸棚の生物資源及び米国の母川から生まれたさつ河性魚種には排他的管理権が適用される。②外国漁業は、相手国が米国の排他的管理権の行使を明示的に承認する行政国際協定（GIFA）の下でのみ認められ、米国の管理取締り、研究の費用の一部を料金として支払い、米国の発給する許可の下、米国の法令、取締りに服して行われる。③外国漁船に対する総割当量は、基本的には新設される六つのRC（地域漁業委員会）が、毎年魚種毎に最適漁獲水準から米国漁船の漁獲能力を差し引いて算出し、国務長官が、伝統的実績、米国の調査取締り等への協力状況、その他商務長官と協議して適当と認められる事項を勘案して決定する。④これまで既存の国際条約の下で行われていた外国漁業に関しては、その

条約を本法の趣旨に合致するよう再交渉しなければならない（例えば日米加漁業条約）。等を内容とする漁業保存管理法を制定し、一九七七年三月一日から二〇〇海里の実施に踏み切ることを宣言した。

この漁業保存管理法は年を追って修正法が議会を通過し、一九七八年には割当基準に水産物貿易促進の要素が加味されるとともに入漁料に米国漁民の天災被害救済費用のための課徴金の付加が行われ、一九七九年には国際機関の定める保存措置に従わない国の割当量を半減するとの悪名高いパックスウッド・マゲナソン法の修正が、また、一九八〇年にはフェーズアウト促進のためのブロー修正法が追加されていた。

一九七六年八月ワシントンで開催された第一次日米交渉を皮切りに、八月東京での第二次交渉、暮れのワシントンでの第三次交渉

漁業保存管理法の成立後、日米は一九七七年三月の実施を前に合意を図るべく、一九七六年八月ワシントンで開催された第一次日米交渉を皮切りに、八月東京での第二次交渉、暮れのワシントンでの第三次交渉を通じて、①東ペーリング海・アリューシャン漁場を開発した日本漁業の歴史を理解し、その実績の確保に十分な配慮を願う、②漁場開発に貢献も無いのに、米国管理法に対応するため割込み進出する国々とは同一に考えないで欲しい、③我々は当該漁場に船舶で六七〇隻、乗組員三万五、〇〇〇人が依存している、陸上の関連企業を含めると、急激な変革は日本経済を混乱させることになる、④日本側は米国の水産振興に大いに協力する意向をもっている等、精力的に働きかけたが、漁業保存管理法が米国の排他的管理権の明示的承認を協定の前提としていること、また直前まで米国二〇〇海里水域内で漁獲していた一五〇万トン前

後の漁獲権益を失うことは到底不可能であったことから、同年末までには米国内法の規定にほぼ沿った協定案に合意し、新たな日米漁業協定は一九七七年一月に正式発効した。

米国の漁業保存管理法の成立は直ちに他国に波及し、海洋法会議において二〇〇海里水域に傾斜していたカナダは一九七六年一月の総督令によって一九七七年一月一日から二〇〇海里の漁業水域を設定することを決定し、また二〇〇海里水域の設定は海洋法会議の結論待ちの態度をとっていたEC諸国も連鎖して一九七六年一〇月の非公式外相会議において一九七七年一月一日から全EC加盟国が北海及び北大西洋海域において二〇〇海里漁業水域を設定することを決定した。

海洋法会議において遠洋漁業国として我が国に最も近い立場にあったソ連も米国に次いでカナダ、EC等が二〇〇海里水域を設定するという動きの中で、一九七六年一二月に二〇〇海里漁業水域の設定に関する最高会議幹部会令を發布し、一九七七年三月一日から実施することを明らかにし、具体的な二〇〇海里水域の範囲は一九七七年二月二四日の閣僚会議の決定として発表した。

ソ連の二〇〇海里水域内及び北方四島周辺水域において我が国は従来約一七〇万トンの漁獲をあげており、また約六、〇〇〇隻に及ぶ漁船が操業していることからソ連二〇〇海里水域の設定の影響は極めて深刻であり、このため一九七七年二月に鈴木善幸農相が訪ソしソ連二〇〇海里内の操業継続のための交渉が行われ、取り敢えず三月

海洋法会議において二〇〇海里水域に傾斜していたカナダは一九七六年一月の総督令によって一九七七年一月一日から二〇〇海里の漁業水域を設定することを決定

三一日までの操業を確保した。

しかしながら、それ以降の操業に関する二回目の交渉は、協定適用水域の表現の問題（北方四島周辺の線引き問題）に加えソ連側がソ連漁船の日本領海内（二海里内）操業を要求してきたため合意に至らず、四月一日から日本漁船は全船ソ連二〇〇海里水域から退去することを余儀なくされた。このような事態を重く見た政府は、首相特使として園田直官房長官をモスクワへ派遣、園田特使・コスイギン首相会談とこれを受けての鈴木農相・イシコフ漁業相会談にもかかわらず交渉は難航を重ねたが、その後の鈴木農相の一時帰国とその間における日本の領海法・漁業水域法の成立、鈴木農相の三度目の訪ソ等を経て、ソ連側も歩み寄り、適用水域の表現の問題、日本領海内操業問題も解決し、五月二十七日に双方は日ソ漁業暫定協定に署名した（発効は六月一〇日）。

また、我が国漁業水域法の一九七七年七月一日からの施行に伴い、日本二〇〇海里水域内におけるソ連漁船の操業について協議するための交渉が六月三〇日から行われ、八月四日、ソ連漁業暫定協定は双方間で署名された。

このようにして、ソ連及び日本の二〇〇海里水域内に日本及びソ連の漁船が相互に入漁して操業する基本的な枠組みが決まったが、ソ連水域における日本漁船の操業については、割当量はかつての漁獲実績を大幅に下回り、操業水域も極めて限られた七つの水域のみとなり、北転船は主漁場であった東西カムチャッカ、オリユートルの好

我が国漁業水域法の一九七七年七月一日からの施行に伴い、日本二〇〇海里水域内におけるソ連漁船の操業について協議するための交渉が六月三〇日から行われ、八月四日、ソ連漁業暫定協定は双方間で署名された

漁場を失い、わずかに北緯五〇度以南、東経一五三度以西の北千島の一部でしか操業が出来なくなり、また、沖合底びき網漁船はカラフト西海域の好漁場を失った。

一九七七年の漁獲量は五七万一、八一五トンで対前年比七九%となったが、米国及びソ連の二〇〇海里漁業水域の設定に伴う漁獲割当量の激減にも係らず漁獲の減少がこの程度に留まったのは、これまで漁獲量の約八五%を占めるスケトウダラの主漁場である東西カムチャッカ海域における操業が鈴木農相の交渉により三月末まで可能となり冬期抱卵スケトウダラ漁の盛漁期をほぼ完全に利用することができたことによる。

しかし、日ソ漁業協定交渉が長引いたため、四月初めから五月中旬までの一ヶ月半にわたってほぼ完全な休漁を余儀なくされ、その後、暫定協定に基づきソ連水域へ出漁したもののソ連から許可された水域は北緯五〇度以南の千島列島のオホーツク海側距岸四〇海里の水域（Ⅰ区）であり、北転船は国内規制もあって、このうち北緯四八度以北のごく狭い海域でしか操業できないこととなり、その漁場価値は北緯五〇度以南の千島列島の太平洋側で東経一五五度以西の海域（Ⅱ区）に比べて相対的に劣るため、Ⅱ区操業船七隻を除く殆どの北転船は五月中旬から米国水域に出漁した（図3）。

このようにソ連二〇〇海里水域における優良漁場の喪失、米国二〇〇海里水域の漁獲割当量等の規制が強化されたため、一五四隻の北転船が存続することは不可能となり、三七%にあたる五七隻を減船することとなった。

ソ連二〇〇海里水域における優良漁場の喪失、米国二〇〇海里水域の漁獲割当量等の規制が強化されたため、一五四隻の北転船が存続することは不可能となり、三七%にあたる五七隻が減船することとなった

北転船の減船は、第一次三〇隻と第二次二七隻の二回に分けて実施され、減船者に対しては政府交付金が交付されたほか、残存漁業者によるとも補償も行われた。

北転船の減船は、第一次（全底連からの減船名簿提出は一九七七年八月一日、一九七七年一二月で操業を打ち切る者）三〇隻と第二次（同一一九七八年一月八日）二七隻の二回に分けて実施され、減船者に対しては政府交付金が交付されたほか、残存漁業者によるとも補償も行われた。

北転船の一隻あたりの救済金は、一次減船は政府交付金三億一、〇〇〇万円、とも補償金一億六、〇〇〇万円合計四億七、〇〇〇万円、二次減船は政府交付金二億九、四九九万円、とも補償金一億六、〇〇〇万円合計四億五、四九九万円、これに地域によりとも補償金の上乗せが行われた。

減船対象船の許可の失効は「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に規定される整備計画に基づくとも補償金の支払い後に行われたため、第一次分三〇隻については一九七八年一月三十一日、第二次分二七隻については同年三月二十七日となった。また、減船に加えて、ある程度の隻数を一定期間業種転換させる必要があったことから、残存船九七隻については、二七隻をソ連海域、七〇隻を米海域に割り振りし、米海域のうち五四隻を米海域専属船に、残る一六隻については三年間、一〇隻を半年間米海域・半年間は開発センター用船として南氷洋の沖アミ試験操業に、六隻は半年間米海域・半年間は政府用船として日本近海の資源調査に参加させることとした。同時に二八隻の沖底船による北洋兼業船については元の近海操業に戻すことになった。

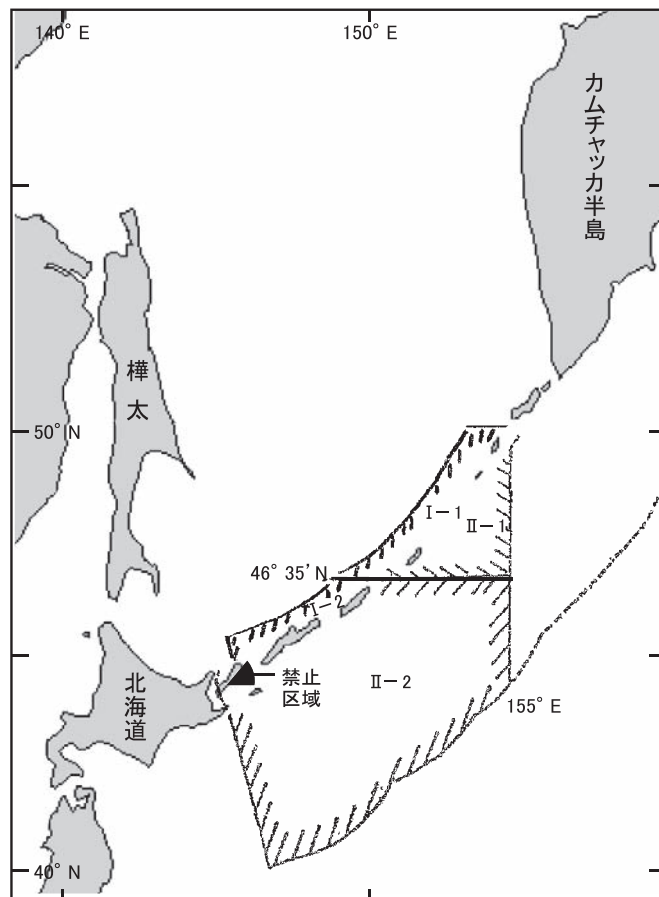


図3 ソ連の操業水域

## 2 九七隻体制の維持

これらの結果、一九七八年の許可の一斉更新に際しては、専業船について減船隻数を減じた九七隻が公示され、兼業船は公示が行われなく、これ以降、北転船とは文字通り専業船を指す言葉となった。

北転船にとって二〇〇海里元年となった一九七八年の漁獲量は、一八万一、五五一トンで前年に比べ約三九万トン減の大幅な減少となった。

北転船にとって二〇〇海里元年となった一九七八年の漁獲量は、一八万一、五五一トンで前年に比べ約三九万トン減の大幅な減少となった。  
ソ連水域の漁場は、従来の主漁場であった東西カムチャッカ水域より南の北千島のごく狭い海域に限られたため苦しい操業が余儀なくされたが、冬期のスケトウダラ漁、禁漁期間明けの夏から秋にかけてのカレイ、メヌケ類の底魚漁という操業パターンは同じであった。

一方、米国水域操業船は北方トロールと同様に北緯五八度以北の漁場とアリューシャン列島水域の漁場とをそれぞれが得意とする漁場を中心に操業した。

米ソ両国の二〇〇海里水域で操業する形となった北転船は、両国による厳しい規制と頻繁な臨検という状況の下で、これまで経験したことがない緊張した操業を強いられることとなり、両国の臨検により多数の違反が指摘されたが、その殆どが操業日誌の記載ミスなどの単純なもの、混獲された禁止魚種の海中放流の遅れなどによるものであった。

特にソ連水域の場合は、違反が指摘されるとその場で最高一萬ルーブルまでの罰金を課せられ、即刻徴収されるシステムとなっていたため、殆どの船がある程度の現金（日本円）を用意して出漁せざる得ない状況にあった。「保証書」の提出による方法もあるが、問題が後に残ることを恐れた漁業者には殆ど利用されなかった。

こうした中において、不幸にも米国沿岸警備隊に二隻の北転船が拿捕される事件が発生し、この拿捕容疑は乗組員の不注意による操業違反であった。北転船が九七隻体制となった一九七八年から更に四三隻減船して五四隻体制となった一九八五年の間はソ連、米国両国がそれぞれ規制を強化する期間となったが、次にそれぞれの国との漁業交渉の推移を整理する。

## 3 日ソ漁業交渉の推移

一九七八年の日ソ・ソ日漁業交渉は一月一八日から東京で開会、交渉は難航したが、一月二十五日に日本はソ連が要求するイワシ・サバ割当量の増加を認め一九七九年の対日割当量七五万トン、対ソ割当量六五万

一九七八年の日ソ・ソ日漁業交渉は一九七八年一月一八日から東京で開会され、日本は九八万トン、千島列島、東カラフト水域のスケトウダラの漁場拡大等を要求したが交渉は難航し、一月二十五日に日本はソ連が要求するイワシ・サバ割当量の増加を認め一九七九年の対日割当量七五万トン、対ソ割当量六五万トンで妥結した。  
一九七九年の交渉は一九七九年一月二〇日からモスクワで開催され、ソ連側はスケトウダラ資源が悪化しているとして対日スケトウダラ割当量の縮小、イワシ・サバ

一九八一年の交渉は一月一九日からモスクワで開催された

の対ソ割当量の拡大を求め協議はこう着状態となったが、二月一五日に対日割当量七五万トン、うちスケトウダラ二九万トン、対ソ割当量六五万トン、うちイワシ・サバ五〇万トン、操業水域は前年通りとすることで合意した。

一九八〇年の交渉は一九八〇年一月二五日から東京で開催され、二月六日に双方の漁獲割当原案の微調整及び操業水域は前年通りとすることで妥結した。

一九八一年の交渉は一九八一年一月一九日からモスクワで開催され、ソ連側は対日スケトウダラ割当量の大幅削減、日本海のサバ・イワシ操業の開放を求めてきたが、二月一六日に日本は日本海北部二〇〇海里中央境界沿いをソ連に開放することとし、ソ連側から対日スケトウダラ割当量は前年同の二九万トン、間宮海峡南部のイカ漁場の開放、東カラフトの北緯四九度ラインの撤廃、沖合底びき網漁業とサンマ棒受網漁業の区域拡大を引き出して合意した。

一九八二年の交渉は、一九八二年一月二四日から東京で開催され、ソ連側は対日スケトウダラ割当量の大幅削減を見せつつ日本海水域の全面開放、太平洋側の規制緩和等を求め難航し、一九八三年一月一日以降の無協定状態が懸念されたことから、ソ連漁船の着底トロール操業禁止期間（七～八月）を解除する等して、その他双方の割当量、操業条件は前年通りとすることで妥結し、また暫定協定の延長議定書が署名された。

日ソ・ソ日漁業交渉に大きな変化が現れたのは一九八三年のモスクワ交渉であった。

この年の交渉は一月二一日から開催されたが、ソ連軍機による大韓航空機撃墜事件で政治情勢が緊張状態であった中、交渉の焦点は、ソ連側が日本水域での漁獲実績が低調なため日ソ間の漁獲割当消化率のアンバランス是正を図ることを重要視してきたこと、さらにソ連水域での日本漁船の違反増加によりソ連側が強硬な態度を示していることであった。

日本側は操業条件を前年と同じにするよう主張したが、ソ連は①日本海水域の全面開放と太平洋水域の規制緩和、②ソ連乗組員の休養等のための日本港への寄港との大幅改定を持ち出すとともに、③対日割当量を五五万トン、うちスケトウダラ割当量二二万トンとし、またカニ、ツブ等大陸棚資源とエビの禁漁、④五〇〇メートル以浅の着底トロールの禁止、底さし網・延縄漁業禁止等の規制強化を求めてきた。

交渉はソ連側の態度に軟化の兆しは無くこう着状態となったが、二月二四日、日本側は対日割当量七〇万トン、太平洋側の一部海域の操業期間の延長、ソ連船の条件付寄港を認め、ソ連側は着底トロール禁止等の規制強化案を撤回して実質的合意をみた。

一九八四年の交渉は、九月の山村農林水産大臣の訪ソの際、国連海洋法条約の採択という新たな局面を踏まえて、ソ連は新たな協定を締結する意向を示したため、一月四日から行われた東京交渉において日ソ漁業暫定協定、ソ日漁業暫定協定を日ソ地先沖合漁業協定に一本化して、協定の有効期間を一九八七年末までとし、その後は一

交渉はソ連側の態度に軟化の兆しは無くこう着状態となったが、二月二四日、日本側は対日割当量七〇万トン、太平洋側の一部海域の操業期間の延長、ソ連船の条件付寄港を認め、ソ連側は着底トロール禁止等の規制強化案を撤回して実質的合意をみた

日ソ地先沖合漁業協定に基づく委員会定例会議が二月一七日から実質的な審議にはいった

年ごとに自動延長されることとなった。

引き続き日ソ地先沖合漁業協定に基づく委員会定例会議が二月一七日から実質的な審議にはいったが、ソ連側が日本に出した操業条件は、①対日割当量は六〇万トンとし、カニ、ツブ、エビはゼロとする、②対ソ割当量は六〇万トン、③日本海水域の開放、④房総沖のサンマ漁の緩和、⑤日本国内の寄港地の複数化、であり、これが出来ない場合には、五〇〇メートル以浅の着底トロールの禁止等を行うと迫ってきた。

交渉は、ソ連代表団が二月二五日に帰国するため一九八五年一月の暫定措置だけを決めて中断、翌一九八五年一月一四日から再開された臨時会議において日本側から二三億円の漁業振興協力を提案したがソ連はこれを拒否し再び中断、一月二七日からモスクワで再開された交渉も暗礁に乗り上げたが、佐藤農水相とカーメンツェフ漁業大臣とのトップ会談により、日本漁船の操業条件は①割当量は六〇万トン、②沿海州の一部水域の縮小に代わって底魚のための新漁場を確保、③カニ・ツブ・エビは双方の関係団体間で別途協議する、またソ連漁船の操業条件は①割当量は六〇万トン、②道東沖のサンマ棒受網の七〜九月の操業禁止の解除、③塩釜港への寄港を認める、ことで二月一日に妥結した。

この交渉ではじめて日ソの割当量が等量となるが、着底トロール禁止は撤回された。また、この交渉で、これまで日ソ間の合意の上で定められていたソ連二〇〇海里水域の日本漁船が遵守すべき操業規則が主権的権利の行使として一方的に通報された。

#### 4 日米漁業交渉の推移

米国の漁業保存管理法が制定されたのは前述の通り一九七六年四月であり、従来の日米漁業協定並びに日米たらばがに漁業取決めは一九七六年をもって失効するため、一九七六年の数次にわたる日米交渉により日米漁業協定の暫定取決めで一九七七年二月に同年の対日割当量（太平洋水域）は一一九万一、〇〇〇トン、入漁料一七億円に決まった。また、一九七七年以降米国二〇〇海里水域内漁業を継続するため一九七七年一月に新たな日米漁業協定が締結され、一九七八年の対日割当量は一一五万八、〇〇〇トン、入漁料一五億円に決定した。

米国の漁業保存管理法は、米国商務省が魚種ごとに年間最大許容漁獲量を定め、米国の漁獲分を確保した後、その余剰分を漁獲実績等勘案して外国に配分する「余剰分配」を原則とした。実務的には、商務省、関係州政府、学者、研究機関、コーストガード、地元の漁業・加工業の代表で構成されるRC（地域漁業管理委員会）が、科学者による資源評価と生物学的漁獲可能量に基づいて漁獲可能量（TAC）を決め、TACのうち米国内向けと外国割当向けの配分を勧告し、最終的に商務省が外国の対米漁業協力の度合いを考慮して外国割当を国別に決定する仕組みとなっている。また、RCは外国漁業に対する規制や取締りについて問題提起し、それに対する外国の意見陳述の機会を与えたり、公聴会への出席を拒まず、議長には政府指名による上院議員が

米国の漁業保存管理法は、米国商務省が魚種ごとに年間最大許容漁獲量を定め、米国の漁獲分を確保した後、その余剰分を漁獲実績等勘案して外国に配分する「余剰分配」を原則とした



就任するなど強い権限を有していた。

母船式底びき、北転船、北方トロール、北洋はえなわ・さし網、転換トロールといった日本漁船が操業するベーリング海、アリューシャン海域及びアラスカ湾は北太平洋漁業管理委員会に属している。このため、同RCへの働きかけが重要となった。

大日本水産会が業界使節団を米国西岸諸州に派遣したのは一九七六年七月末であり、同年八月から始まる日米漁業協定改定交渉に先立ち、日本の漁業事情と食料問題について米側関係者の理解を得るため上院議員、連邦政府幹部等と意見交換を行い、実績確保を要請した。

さらに一九七七年にはギンダラ割当の増大、アラスカ湾のマダラ操業の実現等を求め八回の派遣、一九七八年にも政府要人に操業条件の緩和等を求めてミッションを派遣した。

RCでアリューシャン海域のトロール規制問題が起こったのは一九七八年であり、ソ連海域を締め出された北転船がアリューシャン海域になだれ込みアラスカメヌケ、ギンダラ資源を悪化させているとされ、翌一九七九年二月のRCではアリューシャン海域の規制強化のほか、東ベーリング海のニシン保護を理由に外国船の締め出し問題が浮上した。

北転船が操業する米海域のうち、アリューシャン海域の依存度は一四%、ベーリング海の依存度は三〇%であったことから全底連は独自にミッションを派遣し、

一九七九年五月RCにおいて禁止区域の拡大と禁漁期間の一部延長を余儀なくされたが、全面的な禁止という最悪の事態は回避された。

一九七九年の対日割当量に関する日米政府間協議は、一九七八年九月にワシントンで開催され、日本側は前年水準の確保を求めたが米国側からは米国政府はRCの決定をとりまとめるだけとの見解を伝えられ、結局、同年十月下旬に米国の一九七九年漁業管理計画が公表され、米国政府は同年一月一日に国別割当を各国に通告し、対日割当量（太平洋水域）は一〇九万四、七五九トン、入漁料二三億円となった。

また、一九七九年から入漁料（従来は許可料として漁船規模別の金額と商業水揚価格をベースに算出される平均船側価格を決め、その三・五%を徴収）の二〇%にあたる課徴金を徴収することとなった。この課徴金は、外国船の二〇%海里内操業により被害を受ける米国漁船・漁具に対する補償基金を造成するためのもので、一方的なものであり、この加算により実質入漁料は四二%となった。

一九七九年六月のRCではベーリング海キスカ島南で米国コーストガードに違反操業で北転船が拿捕された問題について厳しい批判が続出し、同RC公聴会において全底連会長が釈明を行ったが、RC委員から「日本政府の違反に対する対応が甘い」と猛省を促す意見が述べられ、また八月のRCではベーリング海のニシン、サケ資源保護のために西経一七〇〜一八〇度、北緯五〇度以北の一〜一二月の全面禁漁案が提案されるとの情報もあり再びミッション派遣を行った。

一九七九年から入漁料の二〇%にあたる課徴金を徴収することとなった

一九八〇年の操業条件を決める日米漁業協議は一九七九年八月～十二月末まで五次にわたる交渉がワシントンで行われた

一九七九年九月、全底連は、①ニシンは混獲を含め一切の保持を禁止、②ニシンを持ち帰った場合は六〇日間の停船処分、③ニシンを混獲したときは直ちに投棄して漁場を移動、④サケ、オヒョウを混獲した場合も漁場移動、を米海域の北転船に指示を出した。

一九八〇年の操業条件を決める日米漁業協議は一九七九年八月～十二月末まで五次にわたる交渉がワシントンで行われ、米国は自国漁業の開発・発展を図るため例年以上に水産物貿易と漁獲割当をリンクさせる意向を示し、対日割当量はペーリング・アリューシャン水域で一〇四万五、七二五トン、アラスカ湾で一〇万五、三三七トン、入漁料三五億円となった（この年の割当量から漁期年を採用する魚種等ができた）。また、ペーリング海のニシンは、アラスカエスキモーの起訴に米国政府が敗訴したため禁止魚種となった。

一九八一年（昭和五十六）年の対日割当量は、一九八〇年一〇月から政府間協議が行われ、ペーリング・アリューシャン水域、アラスカ湾ともに前年とほぼ同量が確保され、入漁料は四二億円となった。

また、日米の水産物貿易協議は四月と七月に行われ、ブロー法案の審議が進んでいることもあり、①日本は漁業者用輸入割当数量を拡大する、②生鮮食用ニシンの輸入割当を新設する、③洋上買付けの輸入割当を行う等輸入制限品目のニシン、スケトウダラの輸入量拡大で合意した。

一九八〇年四月に、①一九七九年の外国漁船の総漁獲量を基準割当量とし、一九八一年以降の割当量を九〇%以下、七五%以下、五五%以下、三〇%以下と削減し一九八五（昭和六十）年以降はゼロとする、②従来の入漁料に加え、新たに船側価格の一〇%を徴収する、③オプザバーを全外国漁船に乗船させ、その経費は外国漁船の負担とする、④米国水産物に対する関税障壁等の状況を漁獲割当の考慮条件とする、ことを内容とするブロー修正案が米議会下院に提出され、日本政府は反対を表明し米国政府、議会関係者に強く働きかけ「フェイズアウト」という用語が「フェイズ、リダクション」という言葉に変わり排他的印象は薄まったが、従来の実績を重視した漁獲割当制度から割当をテコに対米漁業協力を求める「フィッシュ・アンド・チップス」政策が盛り込まれ同年一二月に成立し、以降、漁業保存管理法はマグナソン漁業保存管理法と呼ばれるようになった。

一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、①一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、②一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、③一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、④一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、⑤一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、⑥一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、⑦一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、⑧一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、⑨一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、⑩一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、⑪一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、⑫一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、⑬一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、⑭一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、⑮一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、⑯一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、⑰一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、⑱一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、⑲一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、⑳一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㉑一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㉒一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㉓一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㉔一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㉕一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㉖一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㉗一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㉘一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㉙一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㉚一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㉛一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㉜一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㉝一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㉞一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㉟一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㊱一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㊲一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㊳一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㊴一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㊵一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㊶一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㊷一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㊸一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㊹一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㊺一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㊻一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㊼一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㊽一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㊾一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、㊿一九八二（昭和五十七）年の対日割当量は一九八一年一二月末に公表されたが、新たに総枠を示した上でその半分を割当て、残りは四月と七月に四分の一ずつ公表する、

余剰配分原則は形骸化され、従来日米間の協議事項であった対日漁獲割当の決定については米国が一方的な権限を有することとなり、また分割割当制度の導入により年後半の漁獲割当の保証がなく年間の操業計画が立てにくくなった

また、一九七七年に締結された日米漁業協定は、一九八二年末で五年間の期限を満了するため、一九八二年二月から三回にわたる協定改定交渉を行い、九月に署名、一九八三年一月一日から新協定が発効した。この新協定は、翌一九八三年一月に成立したブロー修正法の考え方、即ち一九八〇年一月制定のマグナソン漁業保存管理法による外国漁業を米国水域から段階的に締め出すことを基本政策とし、具体的には割当考慮要件として米国水産物の発展への貢献度を重視する、いわゆる「フィッシュ・アンド・チップス」政策を強化することにより、米国水産物の発展を図ろうとするものを大幅に取り込んだものとなった。従って、余剰配分原則は形骸化され、従来日米間の協議事項であった対日漁獲割当の決定については米国が一方的な権限を有することとなり、また分割割当制度の導入により年後半の漁獲割当の保証がなく年間の操業計画が立てにくくなった。さらに、割当要件にしても、米国水産物の輸入状況、貿易上の障害、洋上買い付けに対する協力度合いなどを第一とし、漁獲割当と米国水産物発展に対する貢献度を直接結びつけた上、従来考慮の対象とされていた我が国漁業の伝統的な漁獲実績も考慮要件から除外されることとなった。

このような中で、米国政府は米国かに漁業者の経営不振の脱却策としてスケトウダラをかに漁業者に漁獲させ、これを日本の加工船が買い取り洋上で加工する、所謂、洋上買付事業を日本側に提案し、これに対し我が国は対日割当への悪影響を考慮して一九八一年からこの洋上買付事業を開始した。

一九八三年の対日割当量は、日本の捕鯨モラトリアム異議申し立ての制裁措置として漁期途中の割当が保留され、九月によくやく割当追加が行われるといった意地悪をされ、結果的には前年比八六%の一六万五、五五四トンとなった。また入漁料は前年より約二〇億円増の八六億円となった。

一九八四（昭和五十九）年の対日割当は、入漁船の違反問題、捕鯨問題、貿易問題等から四月割当の留保、七月割当の見通しが不確実等もあったが、J V事業等の漁業協力の評価もあり、結果としては前年比一%減の一五万五、五四〇トン、入漁料はトン当たり約二〇%の増額となった。

米国水域はベーリング海、アリューシャンの冬場のスケトウダラ漁、夏場はベーリング海のカラスガレイを漁獲してきたが、入漁料の高騰、混獲魚種の対日割当の減少から北転船の経営は悪化してきた。

#### IV 健闘もナシヨナリズムに勝てず撤退へ

##### 1 九七隻体制から五四隻体制へ

米ソの相次ぐ規制強化、違反操業の増加、経営の悪化等を背景に北転船が四三隻の減船を行い二七隻づつ米ソ海域を交代で操業することを全底連が決定したのは

米国水域はベーリング海、アリューシャンの冬場のスケトウダラ漁、夏場はベーリング海のカラスガレイを漁獲してきたが、入漁料の高騰、混獲魚種の対日割当の減少から北転船の経営は悪化してきた

一九八四年であった。

この減船は先の減船とは異なり、国からの減船補償や漁船のスクラップ代を要望したものの支援は得られず、業界の自主減船として共補償金を一隻四億五、〇〇〇万円と定め年内に減船作業を終了させることで進められた。

当初、全国的に減船を募る方式で作業を進めたが行き詰まり、最終的には地区毎に四四・三三%の減船比率で取組むこととした。

一九八五年八月一日の一斉更新では北海道(三七七↓二二隻)、宮城県(三三三↓一八隻)、青森県(一三三↓六隻)、福島県(九↓五隻)、東京都(二↓二隻)、石川県(一↓一隻)、福井県(一↓〇隻)、福岡県(一↓〇隻)の五四隻となった。

が新たに認められた。

また、一九八二(昭和五十七)年二月の日米政府間協議の席での米国側からの提案・要請を受け、全底連はプリピロフ諸島と合意書に調印し同諸島のアザラシ漁業の代替漁業導入に協力を行ってきたが、技術移転が中々進まない状況の中で全底連としてもこれ以上の肩入れはできなくなった。

## 2 米国の規制強化と米国水域からの撤退

九七隻から四三隻を減船し残った五四隻の北転船は、多額の共補償を背負いながら一九八五(昭和六十)年には米ソ海域二七隻ずつの交代操業という新体制で再スタートを切った。

米国の一九八五年対日当初割当の通告は同年一月三日にあり、三月には北太平洋R Cの漁業管理計画の修正を踏まえた追加が行われ当初割当三三万六、三二三トン、更に四月に一九万三、〇九七トン、七月には日本のスケトウダラIQの見直しを踏まえ二二万六、一九五トン、九月には一三万四、三九五トンの追加通告を受け最終的には九〇万トンとなった。

一九八五年暮れの日米漁業交渉で米国は北米系サケ・マスの混獲を防止するため、北洋公海サケ・マス流網の撤退を求め、日本が同意しない場合は一九八六年の底魚の割当を行わないと詰め寄り、この問題は翌一九八六年の日米サケ・マス協議でそのリンクージは解かれたが、一九八六年の底魚の対日割当は当初割当が一〇万トンに激減し、その後も四月、七月の割当のほかに二月、三月、六月、九月、十一月と小刻みに追加割当が行われ最終的には四七万四、三三九トンと前年より半減した。

米国は、米国二〇〇海里の資源は米国漁船が漁獲し、米国加工業者が加工利用するという「アメリカナイゼーション」を最終目標にして漁船、加工船の投資を活性化し

ていた。

また洋上加工については韓国、ソ連も計画を拡大しているので外国割当の確保は難しい状況にあったが、日本としては洋上買魚への依存が困難な北転船、北洋はえなわさし網、小型の北方トロール、転換トロールのために割当確保は命題であった。

洋上買魚については、その数量が増加すると必然的に外国割当の減少につながることから、この拡大には慎重であったが一九八六年頃から韓国が直接操業から洋上買魚に切り替えたため、日本としても割当のみに依存しては漁船の稼働確保も危ないとして北転船も一九八七年から積極的に買魚に参加しはじめた。

スケトウダラの洋上買魚は一九八二年六万トン、一九八三年二万トン、一九八四年三万四万トン、一九八五年五万八千トンと急増した。併せて、米国側の要望でダッチハーバーにすり身工場の建設が行われ、日本は一九八六年、大洋は翌一九八七年にすり身工場の本格操業を開始する。また米国独自のトロール漁船の新造も活発化し、米国が自賄いできる体制が着々と整ってきた。

対日割当は一九八六年四万七千五百〇〇トン、一九八七年一〇万四、〇〇〇トンと削減され、一九八八（昭和六十三）年には二〇〇海里施行以来二一年目で対日割当は0となった。

一方、洋上買魚は一九八四年から北方トロールも参加するが、一九八七年には七二万トンに拡大され、この年から北転船、転換トロールも参加した。しかし、米国

スケトウダラの洋上買魚は  
一九八二年六万トン、一九八三  
年二万トン、一九八四年  
三万四万トン、一九八五年五万  
八千トン、一九八六年五万八千  
トンと急増

の自国化政策が推進され洋上買魚は一九八八年六万八千、〇〇〇トン、一九八九年二万六千四百、〇〇〇トンとJ割当は減少し、スケトウダラは一九九〇年以降、カレイ類は一九九一年以降0となり、一九九一（平成三）年をもって北転船、北方トロール船、転換トロール船は米海域から撤退した。

### 3 ソ連の情勢と北転船の操業

一方ソ連では、政権を束ねていたブレジネフが死去し、一九八五（昭和六十）年三月に改革派ゴルバチョフがソ連の最高指導者である共産党書記長に選任され、ペレストロイカを掲げて政治、経済の改革を推進する中、漁業については、ソ連漁船も各国から締め出され自国水域に戻らざるを得なくなったため、ソ連水域の外国漁船に対する割当を削減し、自国資源の権利を強く主張するようになり、外貨不足もあって有償入漁やスケトウダラの洋上買魚を取り入れるようになってきた。

一九八六年の操業条件を決める日ソ漁業交渉は、一九八六年一月六日以降三ヶ月近くも操業が中断した難交渉となり一九八六年四月二六日に決着し双方の割当は前年の六〇万トンから一五万トンに削減となったが、今次交渉の中でソ連側から有償入漁の提案がなされた。

一九八七年の操業条件を決める日ソ漁業交渉では、ソ連水域における日本漁船の操

一九八六年の操業条件を決める  
日ソ漁業交渉は、一九八六年一  
月六日以降三ヶ月近くも操業が  
中断した難交渉となり一九八六  
年四月二六日に決着

業について①無償入漁（二〇万トン）に加え有償入漁（一〇万トン、操業水域はⅡ区、一九八七年に限り着底トロール可、一二億九、〇〇〇万円の支払い）、②マダラ延縄漁業の共同事業の実施、③スケトウダラの洋上買魚についての民間協議の実施、という新しい枠組み（商業操業の導入）が設けられた。

一九八七年から導入された有償入漁において、北転船は、一九八七年有償入漁割当六万トン、入漁料七億七、〇〇〇万円、漁獲実績三万七、六三〇トン、一九八八年有償入漁割当五万三、〇〇〇トン、入漁料九億一、〇〇〇万円、漁獲実績三万八、〇〇〇トン、一九八九年有償入漁割当五万三、〇〇〇トン、入漁料一〇億五、〇〇〇万円、漁獲実績三万四、一三〇トン、と継続したが、一九九〇（平成二）年の操業条件を決める政府間交渉で、ソ連は北転船の主漁場の着底トロールを禁止してきたため、離底曳きでは入漁料が高額なため採算割れは避けられず一九八九年操業をもって有償操業から撤退した。

他方、洋上買魚については一九八七年一月から七月までの間に全底連とソ連側で価格等を巡って四回にわたり交渉が行われ、初年度は次年度以降の布石のため赤字覚悟の中で、北緯五二度付近の東サハリン海域において買魚価格はトン当たり一九一ドルと高く、漁期も八月～十月だったため、北転船三隻による買付け量は二、八四三トンで終え、各船とも赤字操業となった。

二年目は買魚条件の見直しが行われ、海域は西カムチャッカで買魚価格はトン当たり四万四、六七二円、二月一七日～四月三日の間で二隻の北転船が参加して行われ、取扱量は三万二八トン、一三億四、六〇〇万円を支払い採算は維持された。

三年目となる一九八九年も洋上買魚を行うべく全底連は価格交渉のためモスクワ入りしたが、ソ連側は理由も言わず突然抱卵スケトウダラを全底連に売る意思がないことを表明し、この年は韓国船との競合もあって北転船の洋上買魚は行われなかった。

北転船の洋上買魚は一九九〇（平成二）年から復活するが、買魚単価がトン当たり六万四、〇〇〇円（一九九〇年）、六万八、〇〇〇円（一九九一年）、八万円（一九九二年）と高騰し、また受け渡し数量が四日間満杯になるところが一〇日間も要したりと不確定要素が多く採算的に魅力が乏しくなったことから、一九九三（平成五）年の一隻を最後に中止した。

また、一九八九（平成元）年から開始した日ソ共同調査事業は、全底連が調査のために北転船一隻を提供し、中層トロールでスケトウダラが漁獲できるか、できないかを確認しあうことが発端だった。

初年度は北千島沖で試験操業を行ったが、全くの漁獲不振で終えたため継続して調査を行うことになり、その際に入域料を支払う条件で、魚群の豊度が高い海域で操業調査を行う提案にソ連側が同調し、交渉の結果、日本側が入域料を支払い漁獲物を販売して科学調査のコストに充てるという契約が成立し、漁法は着底トロールとした。調査船は当初、他の北転船が水揚補償を負担し、利益に繋がる事業ではなかったため

一九九〇（平成二）年の操業条件を決める政府間交渉で、ソ連は北転船の主漁場の着底トロールを禁止してきたため、離底曳きでは入漁料が高額なため採算割れは避けられず一九八九年操業をもって有償操業から撤退した

北転船の洋上買魚は一九九〇（平成二）年から復活するが、不確定要素が多く採算的に魅力が乏しくなったことから、一九九三（平成五）年の一隻を最後に中止した

希望者は出なかったが、一九九〇年六月のロシア共和国の主権宣言に伴い地方の漁業規制局にも漁獲割当の権限が与えられ、漁業規制局が極東チンロ研究所にクオーターを発給し、その枠で調査船が調査操業し利益が上がるほど研究所への見返りが多くなる仕組みとなったことから儲かる事業となり、また、着底トロールの禁止により有償操業を断念せざるを得ず北転船は行き場を失った矢先でもあったことから、この調査事業は北転船の操業機会を確保する重要な事業となり、他の研究所と契約する北転船が急増したが、調査名目の着底トロールが乱立したためロシア政府の知るところとなり事業も規制されることとなった。

一九九一（平成三）年二月、ソ連の二一共和国が独立国家共同体を創設し、ソ連邦の消滅を宣言し、新生ロシア共和国が誕生した。

#### 4 ベーリング公海操業

米ソの漁獲規制が強まった一九八四（昭和五十九）年以降、ベーリング公海に出漁する漁船が増え、米ソ水域の主要漁場を失ってからベーリング公海の出漁が増え、米ソ水域の主要漁場を失ってからベーリング公海の出漁操業比重は高まった。

米ソの漁獲規制が強まった一九八四（昭和五十九）年以降、ベーリング公海に出漁する漁船が増え、米ソ水域の主要漁場を失ってからベーリング公海の出漁操業比重は高まった。ベーリング中央部の公海は、米ソの二〇〇海里ラインが蛇行し交差する間に生じた空間水域で、米ソの主権の及ばない自由海域である。この公海は、広さは北海道の面積の一・五倍に相当し、釧路から北転船の足で五昼夜の距離にあり、ドーナ

ツエリア或いはドーナツホールと呼ばれた。

このベーリング公海のスケットウダラ漁場が開発されたのは一九八〇（昭和五十五）年頃と言われ一〇二隻の北転船や韓国トロール漁船が操業していたが、この公海が脚光を浴びたのは一九八四年以降であり、同年の北転船のこの公海での漁獲量は七万トン、翌一九八五年は五万九、〇〇〇トン、一九八六年は三二万二、六〇〇トン、一九八七年は二八万五、〇〇〇トンと増加した。

沿岸国から制約を受けず自由に操業できたベーリング公海は、一九八六年以降、日本、韓国、ポーランド、中国、ソ連が入漁し、関係国のスケットウダラ漁獲は一九八九年には一四一萬トンとなったが、これをピークに一九九〇年九二萬トン、一九九一年二九萬トンと急減した。

沿岸国から制約を受けず自由に操業できたベーリング公海は、一九八六年以降、日本、韓国、ポーランド、中国、ソ連が入漁し、関係国のスケットウダラ漁獲は一九八九年には一四一萬トンとなったが、これをピークに一九九〇年九二萬トン、一九九一年二九萬トンと急減した。一九九〇（平成二）年三月の米ソ漁業会義は、ベーリング海漁業諮問委員会の結果を受けて公海資源保存体制設立の可能性について検討され、同年四月にはハバロフスクで日本を始め米ソ等関係国が参加しベーリング公海のスケットウダラ資源に関する科学シンポジウムが開催され、漁業国側と米ソの資源評価に対する見解が強く対立、同年六月の米ソ首脳会議による共同声明の中で「ベーリング公海漁業問題に関して、当該漁業は無規則かつ資源の乱獲をもたらす生態系のバランスに悪影響を及ぼす恐れがあることから、早急に保存措置が取られるべき」との声明が発表され、ベーリング公海の規制問題が具体化してきた。

ベーリング公海のスケットウダラ資源に関する関係国会議で米ソは共同して一九九二

年全ての国が漁業活動を一時的に中止することを主張した。

米ソの主張の根拠は、法的には海洋法一二三条の「閉鎖海または半閉鎖海における沿岸国の主権の行使」及び第六三条第二項の「二〇〇海里内外にまたがる資源の管理措置」であり、また資源学的にはベーリング公海のスケトウダラが沿岸国の水域との間を行き来し、大半は米国の二〇〇海里内で産卵し、五歳までは同水域内で生育するという調査結果をもとにしている。

一九九三年から一九九四年に自主的操業停止すること及び資源状態を調査すること合意

これに対し我が国等漁業国は規制措置の必要性は認めるものの無条件の操業停止は受け入れられないと反論し、結果、一九九三年から一九九四年に自主的操業停止すること及び資源状態を調査すること合意した。

ベーリング公海漁業については引続き関係六カ国会議を通じ資源管理の枠組み作成を検討した結果、一九九五年二月に「中央ベーリング海におけるすけどうだら資源の保存及び管理に関する条約」（ベーリング公海漁業条約）が発効した。

## 5 五四隻体制の崩壊、ロシア海域での生き残りへ

日ソ政府間取決めで、従来の無償枠とは別に有償枠が新設されたのは一九八七（昭和六十二）年だったが三年後に着底トロールが禁止され北転船は一九九〇（平成二年）以降、有償操業から撤退した。ソ連の無償操業の割当も縮小され、北転船の行き場

はベーリング公海或いは日ソ共同調査、また有償操業と同時に始まったソ連の洋上買魚しかなかった。また、米国海域に出漁していた北転船は、対日漁獲割当が一九八八（昭和六十三）年にゼロとなり、ベーリング公海或いはソ連海域に依存せざるを得なくなつた。

しかし、そのベーリング公海も前述のとおり一九九三年から出漁停止となり、これに伴い北転船は自助努力で経営を維持できるものだけが残れるよう国の国際漁業再編対策事業を利用して二一隻が減船し、一九八五（昭和六十）年から続いた五四隻体制が崩れ、一九九二（平成四）年八月一日から三三隻体制となった。

ベーリング公海も一九九三年から出漁停止となり、これに伴い北転船は自助努力で経営を維持できるものだけが残れるよう国の国際漁業再編対策事業を利用して二一隻が減船し、一九八五（昭和六十）年から続いた五四隻体制が崩れ、一九九二（平成四）年八月一日から三三隻体制となった

減船に際しては船齢の古い三四九トン型が優先対象とされ、残つた三三隻は一九八三年以降に建造された二七九トン型であった。

一九九一年には、ソ連政府交渉代表の極東漁業生産公団ダリイバ総裁との話し合いで北千島海域の民間レベルの商業操業一万五、〇〇〇トンが実現した。

一九九一年一二月、ソ連が崩壊しロシア連邦が誕生し、外貨獲得の有効手段として一九九二年以降商業操業は一気に拡大され、ベーリング海の夏場の漁獲枠も付加され、北転船だけでも二〇万トンレベルに増大した。

一九九三年、ベーリング公海がモラトリアムに入り、また北転船による買魚事業はこの年を最後に断念し、ロシア海域の商業操業と日ソ共同調査が北転船の生き残りをかけた事業となった。



一九九八(平成十)年、北転船は遠洋底びき網漁業に統合され、制度上「北転船」という漁業種類はなくなったが、漁業界では誰一人、旧北転船を遠洋トロールと呼ぶものはなかった

しかし、一九九六年、ソ連邦解体の混乱の中、極東と中央モスクワの権限争い、外国漁船との実務商行為を行う公団等の内紛を経て、モスクワの権限集中と資源ナシヨナリズムの高まりから漁獲契約は六万トンに減少し、翌一九九七年からは日ロ共同調査への参加が増加したが北転船の自然淘汰が加速した。

一九九八(平成十)年、北転船は遠洋底びき網漁業に統合され、制度上「北転船」という漁業種類はなくなったが、漁業界では誰一人、旧北転船を遠洋トロールと呼ぶものはなかった。

一九九九(平成十二)年、民間契約の窓口は国営単一企業に一元化され、エリツイン大統領に代わってプーチン大統領が就任し、二〇〇一(平成十三)年から入札制度が導入される。この入札制度は、国内、海外問わず参加でき、初年は北転船一二隻が北千島海域での抱卵スケトウダラ操業に出漁できたが、翌二〇〇二年は外国漁船向け入札が九月まで開催されず抱卵操業ができなかった。さらに三年後には、外国船に対する入札割当がゼロとなり、さらに一五年間続いた共同調査事業もロシアの法改正で終盤を迎え、民間レベルの操業機会を全て喪失、廃業によって二〇〇三(平成十五)年に残った北転船は五隻のみとなった。

そこで、最後の生き残り策となった政府間協定枠の拡充のため表舞台の交渉を支えることに傾注し、二〇〇二(平成十四)年末に行われた二〇〇三年の操業条件を決める日ロ漁業交渉において、北転船に割当てられていた三、〇〇〇トン余りの北千島海

域の無償枠を拡大すべく水産庁と連携を強め、全底連もロビー活動を活発化させ、漁獲割当をスケトウダラに限って四、五〇〇トンに増大させ、また海域を拡大させることに成功した。

さらに、同年秋季にはロシアの外国向けリザーブ枠が発生したため追加交渉により新たに四、三三三トンの漁獲枠を確保し、その際にその他魚種の上積みも行い着底トロールの容認にこぎつけることができた。

二〇〇四(平成十六)年は当初割当で前年並みの四、五九三トン、追加枠はリザーブ枠が少なかったことから六六七トンに留まった。

二〇〇五(平成十七)年の当初割当は北千島で前年並みの四、六二二トンであったが、ベーリング海の余剰枠が発生し追加枠として四、五〇〇トンを確保した。

二〇〇六(平成十八)年も当初北千島枠、追加ベーリング海枠ともほぼ前年同水準であったが、同年一二月不法操業の疑いでロシア国境警備隊により全船が連行され、一隻は船体没収され、残り四隻は国内措置で七〇日間の停泊処分となった。

二〇〇七(平成十九)年も北千島枠は前年並みであったが、追加ベーリング海枠はロシア国内向けに配分された。

二〇〇八(平成二十)年の当初枠は混獲のイカとソコダラで六〇〇トン増加したがスケトウダラの増加は難しく、また追加枠としてベーリング海の外国向けリザーブ枠から約六、〇〇〇トンを確保したが折り悪くベーリング海の不漁により経営的には厳

二〇〇五(平成十七)年の当初割当は北千島で前年並みの四、六二二トンであったが、ベーリング海の余剰枠が発生し追加枠として四、五〇〇トンを確保した

しい年となった。

二〇〇九（平成二十一年）年、二〇一〇（平成二十二年）年の北千島海域のスケトウダラ割当は四、五〇〇トン程度の足踏み状態で夏場の安定した操業機会が確保できず、年間を通じた事業経営は不安定であった。また、二〇一〇年一二月に北転船を経営する四漁業会社が国税局から所得かくしを指摘された事件報道があり、四隻が七〇日間の停泊処分となった。

二〇一一（平成二十三年）年三月一日、東日本大震災が発生し、石巻港に係留していた北転船一隻が流出破損し、北転船は三隻となった。

二〇一二（平成二十四）年の北千島漁獲枠は前年並みであり、北転船二隻が抱卵スケトウダラ操業を行った。

二〇一三（平成二十五）年、ロシアはカニの密漁密輸防止のIUU協定締結に向けて非協力的な国には漁獲割当を配分しない方針を表明、素早く対応した日本には北千島のスケトウダラ等の漁獲枠を倍以上の約一万吨と一気に拡大した。

二〇一四（平成二十六）年も一万吨の枠は確保されたが、北千島の資源量の低下、ロシア漁船との競合によりその漁場価値が急激に低下した。

二〇一五（平成二十七年）年、北千島の漁獲不振により割当は前年の一〇分の一に削減され、最後に残った稚内、塩釜の各一隻は初冬の操業を早々に切り上げ、万策尽きて平成二十七年ロシア海域の操業から撤退する決断をした。

二〇一五（平成二十七年）年、北千島の漁獲不振により割当は前年の一〇分の一に削減され、平成二十七年ロシア海域の操業から撤退する決断をした。

## 6 おわりに

北転船という一つの漁業の誕生から撤退までをコンパクトにまとめようと思つて筆をとつたが、書き終えてみると意に反して長いものになってしまった。

しかし考えてみると、北転船は沖合底びき網漁業から北洋漁業へという我が国漁業の中でそれぞれに歴史を有する二つの漁業がコラボした漁業なので当然の結果なのかもしれない。

「北洋海域への中型機船底曳網漁業転換要綱」は、戦中戦後の混乱した時期に多数の許可を発行してしまつた中型機船底曳網漁業（沖合底びき網漁業）の整理方針の一つであるが、私はこの施策に明治政府が行つた北海道の開拓政策に似たイメージを抱いている。

北転船は当時の政府が想定した以上の逞しさを示し、北転船操業を行う中小漁業者は造船所、メーカーと試行錯誤を繰り返す中で漁撈技術では世界一とも言われる高性能漁船を造り上げ、やがて資本漁業と肩を並べ北洋漁業を担う漁業へと成長していった。

しかしながら二〇〇海里時代の幕開けとともにその主要な漁場は米ソ二〇〇海里に囲い込まれ厳しい時代を迎えたが、それは北転船に限らず我が国の遠洋漁業が避けられない道でもあつた。

巻末資料 北転船漁業年表

年	許可隻数		生産量 トン	概 要
	専業船	兼業船		
1959年(昭和34年)				1957年、1958年沖底船の転換先としてカムチャッカ半島周辺を調査
1960年(昭和35年)				12月、水産庁「北洋海域への中型船船体身網漁業転換要綱」制定
1961年(昭和36年)	100	23		12月、冷凍装置導入のため船型は原則200トン未満から300トン未満に大型化
1962年(昭和37年)	66	17		居住区改善のため315トン未満に大型化
1963年(昭和38年)				操業区域を西経175度以西まで拡大
1964年(昭和39年)	86	17		漁場は東カムチャッカ海域が中心、次いで西カムチャッカ、北千島海域
1965年(昭和40年)	106	21		西カムチャッカ海域にスケトウダラの好漁場発見
1966年(昭和41年)	114	56		315トン型サイド揚げスタントロール新造ブーム、ベーリング海域の操業増加
1967年(昭和42年)				着氷対策のため船型は350トン未満に大型化、10-12月スケリ魚価大暴落
1968年(昭和43年)	138	28	618,006	スケトウダラ魚価対策として3分割操業、349トン型2層甲板スタントロール増加
1969年(昭和44年)	154	28	767,522	母船式すり身工船の独航船に参加する北転船が増加
1970年(昭和45年)	154	28	812,468	349トン型北転船が定着
1971年(昭和46年)	154	28	805,392	5月～6月の抱卵シシ全面禁漁
1972年(昭和47年)	154	28	900,786	抱卵スケリ高騰、年間水揚げ400億円、
1973年(昭和48年)	154	28	1,023,944	北転船漁獲量100万トン突破、第一次石油危機で燃油高騰
1974年(昭和49年)	154	28	972,422	国連海洋法会議で領海12海里、経済水域200海里が最大のテーマとなる
1975年(昭和50年)	154	28	856,553	
1976年(昭和51年)	154	28	643,713	米国「漁業保存管理法」可決、次いでソ連も200海里宣言
1977年(昭和52年)	154	28	571,815	2月、日米漁業交渉で対日割当119万1,000トンに決定。5月、日ソ漁業交渉妥結、対日漁獲割当36%減、東西カムチャッカ水域禁漁に伴い北転船57隻を減船を決定
1978年(昭和53年)	154	28	181,551	1月及び3月に減船を実施、また兼業船は近海操業へ。ソ連海域27隻、米国海域70隻体制となり、米国海域のうち10隻は南極オキアミ独航船、6隻は政府備船調査船となり3年間は半転換操業船となる。全底連がRC(北太平洋漁業管理委員会)対策を本
1979年(昭和54年)	97		190,735	イラン・イラク戦争で第2次石油危機へ
1980年(昭和55年)	97		208,309	米下院議会でフロー修正案が提出
1981年(昭和56年)	97		192,800	米国スケトウダラ洋上買魚試験操業開始
1982年(昭和57年)	97		165,212	米国漁業協力の一環として全底連がプリアロフ諸島の合併事業に着手。新測定法の施行により7月以降に新造した北転船は279トン(旧349トン)の表示になる。年間水
1983年(昭和58年)	97		157,763	米国の対日割当量減少・入漁料アップ
1984年(昭和59年)	97		230,409	米国の規制強化を踏まえ43隻の減船を決定
1985年(昭和60年)	54		167,778	ソ連海域27隻、米国海域27隻の交代操業となる。
1986年(昭和61年)	54		356,508	ソ連が有償操業10万トン、洋上買魚10万トンを新設。米国対日割当47万5,000トン。ベーリング公海の北転船操業比重高まる。
1987年(昭和62年)	54		331,866	米国洋上買魚事業72万トン、対日割当10万4,000トンに。
1988年(昭和63年)	54		299,289	米国海域対日割当を可に、コガネカレイJV7隻、スケトウダラJV7隻参加。日ソ共同調査事業で合意。
1989年(平成元年)	54		200,378	ソ連買魚事業に北転船22隻が参加、ソ連海域無償3万4,000トン、有償5万3,000トン
1990年(平成2年)	54		148,339	ソ連着底トロール禁止で北転船は有償操業を断念、無償枠6,300トン。米国のスケトウダラ洋上買魚はゼロに。
1991年(平成3年)	54		76,934	北千島民間操業1万5,000トンが実現。
1992年(平成4年)	33		120,562	ベーリング公海自主操業停止へ。国際漁業再編対策により北転船は21隻を減船。
1993年(平成5年)	31		121,799	ベーリング公海がモトリアムに入る。北転船によるソ連洋上買魚事業断念。
1994年(平成6年)	27		121,199	ロシアは民間操業枠を拡大、利権争いでロシア国内混乱
1995年(平成7年)	27		72,496	
1996年(平成8年)	27		90,226	モスクワに権限集中し漁獲枠減少
1997年(平成9年)	27		82,258	日ソ共同調査船増加
1998年(平成10年)	25			北転船の自然淘汰はじまる。
1999年(平成11年)	21			旧北転船は商業操業と科学調査船の組合せ操業
2000年(平成12年)	18			
2001年(平成13年)	16			ロシアは入札制度を導入
2002年(平成14年)	15			12月、日ソ漁業交渉で無償枠拡大
2003年(平成15年)	5			ロシア、外国船への入札中止。日ソ共同調査縮小。
2004年(平成16年)	5			北千島の当初枠4,593トン。
2005年(平成17年)	5			北千島当初枠4,662トン、追加枠4,500トン
2006年(平成18年)	5			当初枠 追加枠は前年並み。不法操業の疑いで1隻は船体没収される。
2007年(平成19年)	5			北千島枠4,600トン
2008年(平成20年)	5			
2009年(平成21年)	5			
2010年(平成22年)	5			新聞報道(12月)で70日間停泊処分。
2011年(平成23年)	4			東日本大震災により北転船1隻が流出、破壊。
2012年(平成24年)	3			ロシア海域2隻操業
2013年(平成25年)	3			北千島1万トン枠確保、3隻操業
2014年(平成26年)	3			北千島1万トン枠確保するも漁場価値低下、2隻操業
2015年(平成27年)	2			漁獲枠1,000トンとなり2隻出漁も漁獲不調により操業断念

注1) 昭和38年及び昭和42年の許可隻数に関する資料は不在。  
 注2) 北転船としての許認可は平成9年まで。平成10年以降は北転船操業に従事した許認可隻数として整理。  
 注3) 漁業・養殖業生産統計の北転船の生産量は、昭和43年から平成9年まで。

北転船の北転船たるところは、ここから撤退を決断するまでの間の中小漁業者なら  
 ではの粘り強さがあると私は考えている。  
 米国でのRC(地域漁業管理委員会)対策はもとより、ロシアとの商業操業枠の確  
 保、日ソ共同調査事業参加、そして最後の砦であった政府間交渉による無償枠の拡大  
 におけるロビー活動等、中小漁業者が自分たちの生き残りをかけ外国に大きな投資を  
 しながら粘り強い活動を行ってきた。  
 漁場という勝負の場を奪われ北転船は撤退を決断したが、北転船を、北洋漁業を、  
 日本の漁業を中小漁業者が支えてきたといっても過言ではあるまい。  
 さて、日本の水産界は現在、「水産日本の復活」をテーマとして掲げている。  
 水産界と言うと漁業だけではなく加工・流通等関係業界を含む広範な世界になるが、  
 その中心となるのは漁船漁業である。  
 水産日本の漁船漁業を支えているのは今も昔も中小漁業者である。  
 漁船漁業経営には天然資源を対象とするだけにリスクが伴うし設備投資も小さくは  
 ないので、資本漁業の再参加や資本家による投資は希望こそすれ望みにくいのが現実  
 である。  
 中小漁業者の経営を適切に支援することが水産日本の復活の鍵であることは間違  
 あるまい。

## 時事余聞

◇：憲法改正論議の中で、元号の扱いが注目されている。自民党の草案では、憲法第一章の第四条で元号に関する条項を加えている。これについて民進党など野

党四党が反対論を展開している。安部首相は「陛下が高齢で公務継続が難しくなることを深く案じておられる」とした上で「国民は陛下のお気持ちを深く理解し、共感している」と述べている。更に「天皇は国政に関する権能を有していない」とする憲法上の規定にふれないよう配慮している。

◇：一方、民進党の蓮舫代表は「よく記者は民進党は対案をどうするのか」と憲法についてバカなことを聞く。対案などあるわけがない」と首相の手法を強く批判している。また野田幹事長は「自民党の立ち位置が分からないテーマをわれわれが先取りして決めることはあり得ない」と切り捨てる。積極的に改正する意向は全くみえない。民進党がこのように改憲議論を避けるのは党内の亀裂をさけるためだ。これというのも党

内には護憲派から九条改正論者までいくつもの意見があるからだ。実は安部首相は一方でそこにつけ込んでいるともとれる。つまり民進党の分断策略という者がいるほどだ。

◇：元号はこれまでの約一三〇〇年の間に定められた数は大化の改新からだ。今日まで二四七にのぼるという。だがかつては元号はもろろんない。もともとは天災や飢饉などに対し、人心の一新でそうした災厄を払おうとしたものである。しかし、これが頻繁に行われると、国民の生活や外交上で支障を来すため、明治時代に一世一元の制度が始まった。主導したのは岩倉具視だという。

◇：元号の選定手続きはどうか。要領によると、先ず首相が学者に元号候補の考案を委嘱、官房長官が複数の原案を作成。有識者や衆参両院の正副議長の意見を聞いた上で閣議決定。更に「漢字二字」、これまでに元号やおくり名で使われていない、などの基準がある。宮内庁は新年まつわる儀式が集中する元日の新天皇即位には否定的な見解を示している。さて新元号はどう決まるのか。(K)

## 編集後記

戦後の漁業界で一時代を築いた北転船の歴史に関する詳説をご寄稿頂きました。著者も述べておられるとおり、北転船など中小漁業は日本の漁業生産の中核を担ってきました。現在でも、関連産業を含む地域経済への貢献度は絶大です。昨今、資源管理の強化や国際標準への適応等が声高に叫ばれておりそれ自体の重要性は理解できますが、漁業の歴史性や地域産業の存在を無視した議論とならないことを願うものです。著者に深く御礼申しあげます。

### 「水産振興」 第五九五号

平成二十九年七月一日発行

(非売品)

編集兼  
発行人 井上恒夫

発行所

〒104-0055 東京都中央区豊海町五番一  
豊海センタービル七階

一般財団法人 東京水産振興会

電話 ☎ 三五三三八一一  
FAX ☎ 三五三三八二一六

印刷所 (株)連合印刷センター

(本稿記事の無断転載を禁じます)

ご意見・ご感想をホームページよりお寄せ下さい。

URL <http://www.suisan-shinkou.or.jp/>

平成二十九年七月一日発行（毎月一回一日発行）五九五号（第五十一卷七号）